

官報 号外

昭和五十六年四月十六日

○第九十四回 衆議院会議録 第十八号(一)

昭和五十六年四月十六日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和五十六年四月十六日

午後一時開議

第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第二 財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案(内閣提出)

第三 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 奉糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出)

第六 住宅・都市整備公団法案(内閣提出)

第七 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十五 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十七 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議
外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

主張の愛野興一郎君から、施行期日に關する修正案が提出され、趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。
なお、本案に対し、附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(福田一君) 採決いたしました。
○議長(福田一君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長江藤隆美君。
江藤隆美君登壇
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案及び同報告書
〔木号(二)に掲載〕
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案を改正する法律案及び同報告書
〔江藤隆美君登壇〕
○江藤隆美君 大だいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案を改正する法律案(内閣提出)、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)、国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)、三回国会、内閣提出)、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)、正する法律案(内閣提出)、内閣提出)、蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出)、住宅・都市整備公団法案(内閣提出)、奉糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出)、内閣提出)、公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)、内閣提出)及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)、内閣提出)の趣旨を説明及び質疑
第一に、在ヴァスアツ及び在ジンバブエの各日本大使館を新設するとともに、在ソーラズベリーリー日本国総領事館を廃止すること、第三に、在マナオス日本国領事館を総領事館に昇格させること、基本手当の基準額を改定すること、第四に、研修員手当の額を改定すること等であります。
本案は、三月二十七日本委員会に付託され、四月七日提案理由の説明を聽取し、審査を行い、四月十四日質疑を終了いたしましたところ、自由民委員長の報告を求めます。大蔵委員長綿貫民輔

君。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔継貫民輔君登壇〕
○継貫民輔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○継貫民輔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○継貫民輔君 初めに、財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における國の財政収支が著しく不均衡な状況にあることから、当面の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と國民経済の安定に資するため、租税収入以外の歳入に係る特別措置を定めようとするもので、その主な内容を申し上げますと、

第一に、特例公債の発行等についてであります。

まず、政府は、昭和五十六年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができます。

次に、特例公債の発行は、昭和五十七年六月三十日までに行うこととし、同年四月一日以後に発行される特例公債に係る収入は、昭和五十六年度所属の歳入とする等、所要の規定を設けております。

第二に、日本中央競馬会は、昭和五十六事業年

度については、通常の国庫納付金のほか、剩余额を基準とする国庫納付金の額が五百億円に満たない場合においては、特別積立金のうち五百億円と剩余额を基準とする国庫納付金の額との差額に相当する金額を昭和五十七年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしておりま

す。

第三に、日本電信電話公社は、昭和五十六事業年度から昭和五十九事業年度までの間、積立金のうち四千八百億円に相当する金額を、四年均等割で毎事業年度末までに国庫に納付しなければならないこととしております。

第四に、日本開発銀行及び日本輸出入銀行については、昭和五十六事業年度から昭和五十九事業年度までの措置として、利益金の処分の特例を設けることとしております。

第五に、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十六年度から昭和五十九年度までの措置として、産業投資特別会計から、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができるとしております。

以上がこの法律案の概要ですが、本案につきましては、去る三月二十七日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、農林水産委員会、通信委員会との連合審査会を開いたほか、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審査を行いました。

審査の過程におきましては、特に、財政再建の方途、行政改革に取り組む政府の姿勢、国債の償還と借りかえに対する基本的考え方、補助金行 政の見直しと整理縮減のあり方、財政投融資計画と特殊法人の洗い直し、日本電信電話公社の臨時国庫納付金が公社経営に与える影響と今後における公衆電気通信事業の重要性、競馬の健全な発展を受ける事が、同時に退職年金等を受けることが

問題点にわたり熱心な論議が交わされました。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、一昨十四日質疑を終了いたしましたと

ころ、越智伊平君外三名から、自由民主党提案に係る、施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付し

ましたところ、自由民主党を代表して麻生太郎君からは賛成の旨の、日本社会党を代表して戸田菊雄君、公明党・国民会議を代表して柴田弘君、民主

社党・国民連合を代表して玉置一弥君、日本共産

党を代表して正森成二君からは、それぞれ反対の

旨の意見が述べられました。

討論終局後、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、全会一致の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

統一して、共済年金関係の二法律案について申し上げます。

両法律案の主な内容を申し上げますと、

第一は、国家公務員及び公共企業体職員の共済組合が支給しております既裁定年金について、恩給における措置に従事する公務員の給与の改善内容を準じて、年金額の算定

方法案につきましては、去る四月十日渡辺大蔵大臣及び塩川運輸大臣から提案理由の説明を受けましたところ、両法律案に対し、自由民主党提案に係る修正案がそれぞれ提出され、大原一三君から趣旨の説明を聴取いたしました。

両修正案の内容は、原案において法律の施行期日が昭和五十六年四月一日」と定められておりましたを、「公布の日」に改める等、所要の措置を講じようとするものであります。

次いで、採決いたしました結果、両修正案及び修正部分を除く両原案は、いずれも全会一致をもって可決され、よって、両法律案は修正議決す

べきものと決しました。

なお、両法律案に対しましては、全会一致の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

できる場合には、寡婦加算の支給に関し必要な調整を行なうこととしたとしております。

第四に、遺族の範囲の改正であります。

現行法では、組合員期間が十年以上の者の配偶者につきましては、遺族の要件として、死亡した者との生計維持関係を必要としない扱いとなつておりますが、これを、死亡した者との生計維持関係をその要件とする扱いに改めることとしたとしております。

第五に、昭和五十四年十二月三十一日以前に退職した高額所得を有する退職年金受給者に対する支給を停止することとする等、所要の措置を講ずることとしております。

第六に、昭和五十五年一月一日以後に退職した者は、共済組合間における短期給付の財政調整事務の実施等の措置を講ずることとしたとしております。

以上が両法律案の概要であります。

両法律案につきましては、去る四月十日渡辺大蔵大臣及び塩川運輸大臣から提案理由の説明を受けましたところ、両法律案に対し、自由民主党提案に係る修正案がそれぞれ提出され、大原一三君から趣旨の説明を聴取いたしました。

両修正案の内容は、原案において法律の施行期日が昭和五十六年四月一日」と定められておりましたを、「公布の日」に改める等、所要の措置を講じようとするものであります。

次いで、採決いたしました結果、両修正案及び修正部分を除く両原案は、いずれも全会一致をもって可決され、よって、両法律案は修正議決す

べきものと決しました。

なお、両法律案に対しましては、全会一致の附

帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 三案中、日程第二につき討論の通告があります。これを許します。戸田菊雄君。

[戸田菊雄君登壇]

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に反対し、討論を行うものであります。

反対の第一は、その場限りの歳入確保策で増税

再建に走り過ぎていてあります。

政府の財政収支試算、八〇年一月衆議院予算委員会提出表3は、新経済社会七ヵ年計画が想定する八五年度の日本経済の姿を前提に機械的に計算したにすぎないと言つております。このような政府の言い逃れの言動は無責任きわまりないものと考えます。

政府は、今まで、財政再建のためには、八四

年度までに赤字国債を打ち切ることが最大の政治課題だと強調し続けてまいりました。赤字国債の解消計画を早急に示す責任があつたはずであります。すなわち、八一年度に国債発行額十二兆二千七百億円、前年度当初予算比二兆円減額をしたこ

とで、財政収支試算が予定しておりました国債発行額十三兆四千億円、八三年度と十一兆六千六百億円、八四年度との中間まで八一年度で達成することになり、二年半程度繰り上がるはずであります。

また、財政収支試算が予想した税収よりも、人税は減量経営等で好調であり、かつ所得税の減税見送りによる増税で、自然増収が政府の見通しよりもはるかに多くなること必定であります。

さらに、歳出増加率は、財政収支試算の見込みより少なくなるものと考えます。今回の特別措置法案は、歳出削減はおろか中期展望も示されず、国民の意思を無視して、史上空前と言われる大増税で、その場限りの歳入確保策だからであります。

第二は、国会の審議権を軽視し、制限する不法

性についてであります。

今回の特別措置法案は、電電公社納付金、中央競馬納付金、政府関係機関の貸し倒れ準備金の取り崩し、日航株の政府保有分の処分など、それぞれ性格の全く違う異種のものを同じ法案に組み入れ、あまつさえ公債発行まで行うことになつておられます。

ことに電電公社に対する臨時国庫納付金は、利益積立金から四千八百億円を、八一年度から八四年度までの四年間に毎年一千二百億円を国庫に納付することにしております。当該公社の収支差額は、公社法第六十一条で資本勘定一坂に予算を上回った場合でも――に繰り入れることに決められております。すなわち、有形固定資産であり、民間企業の内部留保とは性格を異にし、すべては利用者に還元されているものであります。

また、公社の収支差額は減少傾向にあり、かつ八一年度予算では、夜間割引幅の拡大、五百キロ以遠の遠距離の引き下げ、利子の増大などで収支差額は大幅に減少し、八四年度以降は赤字となることが予測され、料金値上げは不可避の状況になります。

さらに、電電公社の財投金額が、前年度の五百億円から一挙に三倍の一千五百億円に増加いたしました。これは一般会計への納付金一千二百億円の補てん策と言い得ましょう。すなわち、電電公社が、今回的一般会計納付金を金利のかかる財投資金で充当したわけであります。ほかに、政府関係機関設立の趣旨であります企業性、独立採算制などの見地から、また、現行電電公社法(一九五二年七月三十一日)の国会審議を経過し、原案にあつた国庫納付金制度が国会修止で削除されましたが等々の経緯からいっても全く不当な措置であります。

第五は、財政再建の予算編成が一貫して大企業確保のためには手段を選ばず、国会史上全く前例のない欠陥法案を上程し、国会の審議権を軽視し、制限することに反対するものであります。

第三は、国民に犠牲を強要し、不公平を拡大する

からであります。

当該法案は、西ドイツの財政再建法をモデルにしたと言わっております。その西ドイツは、歳入を産業投資会計に吸い上げております。そのうち一般会計には五十億円しか繰り入れておりません。残額百十五億円は産業投資に残したままです。たとえば歳出面では、数多くの徹底した歳出削減を実行いたしております。かかる後に歳入面では、租税特別措置法による大企業並びに大法人への優遇措置である政策減税の撤廃を行なったと言わっております。

日本の歳出削減は無に等しい。あえて挙げれば、日本航空機製造を八二年度に民間に移管すること、八一年度以降二年間に許認可事項一千項を全部に廃止、統合、権限移譲などの計画を作成するだけであります。まさにため切り行革であります。

西ドイツの財政再建を自分に都合のよいものだけをつまみ食いをして、金集めのみに狂奔し、一方的に国民の犠牲と不公平を拡大する今回の措置に賛成できません。

第四は、政府系金融機関並びに公庫等の貸し倒れ引当金も、実態と遊離して積み立てられ、利益隠しとなつてているからであります。

政府系金融機関は、開発銀行と輸出入銀行のほかに住宅金融公庫など八公庫もあります。それらの公庫の貸し倒れはいずれもゼロで貸し倒れ引当金の積み立てを行つております。それでもかかわらず、これらを除外したことは作戦的であり、財政確保策としてははきわめて不十分であり、納得のできないものであります。

第五は、財政再建の予算編成が一貫して大企業

会計の赤字解消を政策の最優先課題だと言ひなが

ら、八一年度予算では法案によつて百六十五億円を産業投資会計に吸い上げております。そのうち一般会計には五十億円しか繰り入れておりません。残額百十五億円は産業投資に残したままです。たとえば歳出面では、数多くの徹底した歳出削減を実行いたしております。かかる後に歳入面では、租税特別措置法による大企業並びに大法人への優遇措置である政策減税の撤廃を行なったと言わっております。

以上、本案に対する反対理由を申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

次に、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。

○議長(福田一君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

次に、日程第五、蚕糸砂糖類価格安定事業団法案を議題といたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。

改正の第一は、職員は、定年に達した日から会計年度の末日までの間において任命権者の定める日に退職することとし、その定年は六十歳とするというものです。ただし、特殊な官職や欠員補充が困難な官職を占める職員につきましては、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

改正の第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は、職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認める場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期限を定めてその職員の勤務を延長することがであります。

改正の第二は、定期による退職者の單任用であります。これは、任命権者は、定期により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要がある場合には、定期退職日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができるというものであります。

改正の第四は、内閣総理大臣は、定期に関する事務の適正な運営を確保するため、必要な調整等を行うというものであります。

改正の第五は、国の経営する企業に勤務する職員の定期制度であります。これらの職員については、原則定期六十歳を法定し、特例定期の対象の範囲、勤務の延長の基準等は、当該企業の主務大臣等が定めることとしております。

改正の第六は、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、任命権者、人事院及び内閣総理大臣は、この法律が施行されるまでの間、定期制度の円滑な実施を確保するため所要の準備を行ふものとすること。この法律の施行の日の前日までにすでに定期を超過している職員は、施行の日をもって退職するものとすること。ただし、これらの方員についても、定期による退職者の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置をとることができるものとすること等であります。

以上の改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することとしております。

続きまして、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員等の退職手当につきましては、民間における退職金の実情にかんがみ、これを是正する必要があると認められますので、政府としては、このたび、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、自衛官以外の隊員は定年に対したゞくことと、以後における最初の三月三十一日または防衛厅長官のあらかじめ指定する日のいずれか早い日に退職することとし、その定年は六十歳とするものであります。ただし、これらの隊員が特殊な職や隊員補充が困難な職を占める場合には、六十五歳まで限度として、別に特例定年を設けることとしております。

第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は、自衛官以外の隊員が定年にとり退職することが自衛隊の任務の遂行に著しい障害を及ぼすと認める場合には、通常三年を限度として、一年以内の期限を定めて当該隊員の勤務を終長することができるとするものであります。

第三は、定年による退職者の再任用であり、

○議長(福田一君)　國務大臣大村襄治君

大村襄治君登壇

する法律案について、その趣旨を御説明いたします。
自衛官については、現在、自衛隊法において停
年制度が設けられておりますが、自衛官以外の隊
員については、その制度がなく、一般職の国家公
務員と同様の退職管理を行っているところであります。
このたび、一般職の国家公務員について、國會
公務員法の一部改正により定年制度が設けられることに準じて、これと同様の理由から、自衛官は
外の隊員についても自衛隊法の一部改正により定
年制度を設けることとし、この法律案を提出しま
す。

○議長(福田一君)　自治大臣安孫子藤吉君登壇

國務大臣安孫子藤吉君登

○國務大臣(安孫子藤吉君) 地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明を申し上げます。

現在、地方公務員につきましては、國家公務員と同様、定年制度は設けられていないのであります。が、近年、わが国人口の年齢構成が急速に高齢化しつつある現状に照らし、地方公共団体におきましても、高齢化社会への対応に配慮しつつ、職員の新陳代謝を確保し、長期的展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を推進するため、適正なる退職管理制度を整備することが必要であります。

地方制度調査会等政府関係の調査会におきましても、つとにその答申において定年制度の必要を認め、また、地方公共団体からも定年制度実施の要望が繰り返し行われてきたのであります。そこで、公務員について定年制度を設けるための国家公務員法の一部を改正する法律案が提出されましたので、地方公務員についても、行政の一層の能率的運営を図るべく、これと同様の定年制度を設けることとし、この法律案を提出いたした次第であ

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号

国家公務員法の一部を改正する法律案についての大村國務大臣の趣旨説明についての大村國務大臣の趣旨説明 地方公務員法の一部を改正する法律案について

自衛隊法の一部を改正する
この安孫子自治大臣の趣旨説

明法律案に

ります。次に、この法律案の概要について御説明を申します。

まず第一に、職員は、定年に達したときは、その定年に達した日から会計年度の末日までの間に定年を定めることとし、職員の定年は、國の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとするものであります。

ただし、特殊な職や欠員補充が困難なる職に任用されております職員につきましては、条例で別に定めをすることができるといたしておられます。

第二に、定年による退職の特例であります。任命権者は、職員が定年により退職する場合に公務の運営に著しい支障を生ずると認めるときは、一年以内の期限を定めてその職員の勤務を延長することができるものとし、必要がある場合には三年を限度として更新することができますと定めています。

第三に、定年による退職者の再任用であります。任命権者は、定年により退職した者を任用することが公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、一年以内の期限を定めてその者を再び採用することができるものとし、その任期は更新することができますが、定年により退職した日の翌日から起算して三年を超えてはならないこととするものであります。

第四に、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、定年制度の円滑なる実施を確保いたしましたため、任命権者及び地方公共団体の長は、所要の準備を行うものとすること。定年制度が実施される日の前日までにすでに定年に達している職員は、この制度が実施される日に退職するものとし、これらの職員についても、定年による退職者の場合に準じて、勤務の延長及び再任用の措置をとることができます。また、県費負担教職員につきましては、その身分及び任用の特殊性を考慮し、これを専任すべき地方公共団体を都道府

県内のすべての市町村とすることであります。

これらの改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、定年制度の円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することといたしております。

以上が地方公務員法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

たえないところであります。(拍手)

さて、現下のきわめて厳しい経済社会情勢と政策状況のもとで、國民が最も注視している問題は行政改革であります。鈴木総理は、すでに第二次臨調を発足させ、行政改革こそ内閣の最重要課題であり、これに全力を傾注して取り組むとのかたい決意を表明しておられるのであります。

そこで、この公務員関係の四法案についてあります。世論もその成立を強く期待し、これらが改定こそ、来るべき全般的な行政改革実現の先駆けとして注目しておるところであります。まさしく、定年制度法案と退職手当法への取り組みこそ、今後の行政改革の試金石としての重要な意味がありますが、世論もその成り立たれては、この改正こそ、来るべき全般的な行政改革実現の先駆けとして注目しておるところであります。まさしく、定年制度法案と退職手当法への取り組みこそ、今後の行政改革の試金石としての重要な意味がありますが、世論もその成り立たれては、この改正こそ、来るべき全般的な行政改革実現の先駆けとして注目しておるところであります。まさしく、定年制度法案と退職手当法への取り組みこそ、今後の行政改革の試金石としての重要な意味がありますが、世論もその成り立たれては、この改正こそ、来るべき全般的な行政改革実現の先駆けとして注目しておるところであります。

そこで、総理にお尋ねいたします第一点は、これら公務員関係の四法案の成立こそ今後の行政改革実現の先駆け、試金石であるという考え方について、どのような御決意と御所見をお持ちであるか、お伺いをいたします。

次に、定年制度法案に関連してお尋ねをいたします。現在、国、地方を通じ公務員には、一部の職種を除いて定年制度が設けられておらず、これにかかるものとして退職の勧奨が行われております。しかし、この退職勧奨には法的な強制力がないため、これに応じない職員もあり、人事配置に支障を来したり、勧奨に応じた職員との間に不公平感があると聞いておるのであります。

さらに、社会全体の高齢化の進行とも相まって、将来、勧奨機能が低下することも十分予測されるとおもわれます。そのため、高齢職員が増加し、公務能率の低下や財政負担の増高を招くことがあります。そこで日を民間に転じてみると、約九七%の企業が定年制度を設けております。また、その実態は、昨今の厳しい経済環境のもとにおける減量

と危機感が高まっています。そこで日を民間に転じてみると、約九七%の企業が定年制度を設けております。また、その実態は、昨今の厳しい経済環境のもとにおける減量

るため大変な努力が重ねられておるのであります。

このよきわめて厳しい経済社会情勢と政策状況のもとで、國民が最も注視している問題は、國民の多くが公務員に定年制度を導入する必要だとしておるのであります。

國におきましても、厳しい財政事情のもとで、安上がりの政府を目指して努力を重ねるべき時期に、ひとり公務員のみ定年制度を設けないでいるということは、國民感情からも決して許されません。

さきにも申し上げましたとおり、この法律案は、昨年の春国会に提出されまして以来、今日まで一年以上も放置されたままあります。その内容は、退職金に関する官民較差の是正を図る

とするものであります。今日、行政と公務員に向けられる國民の目には、きわめて厳しいものがありますが、納税者たる國民の理解と納得を確保するためには、公務員の処遇のあり方を含めて、常に正すべきは正すという基本姿勢で臨むことが何よりも大切であります。この意味からも、今回の退職手当法の改正は、ぜひ成立させる必要があると考えるものであります。

さらに、この法律案は、実質的な予算関係法律案であるという点も忘れてはならないと思うのであります。この法律案により、今年度予算において、一般会計で二百十億円、特別会計も合わせて、総額五百億円の支出を節減できるとの見込みであります。この法律案により、今年度予算にその減額が織り込まれておるとのことであります。したがって、一日も早い成立が強く期待されているのであります。

べきであると考えるものであります。総理はどのようにお考へか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

【内閣総理大臣鈴木善幸君登壇】

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

す。
昨年秋の臨時国会において、政府は、給与の官民較差を是正するための人事院勧告を受けて、國家公務員の給与改善を図る給与関係法案を提出し、その成立を見たのであります。

現下の厳しい財政事情のもとで、このような國家公務員の給与改善を行なうに当たっては、その反面で、正すべきところは正すという姿勢で臨むことが、国民の信頼を確保していくために不可欠であると考えるのであります。(拍手)

御指摘の公務員四法案は、行政の能率的運営を図るために定年制法案と、官民較差の是正を図るために退職手当法改正案でありまして、政府としては、いずれもさきの給与関係法案とあわせその成立を強く期待していたところでありますので、この国会で速やかに御審議の上、ぜひとも成立させていただきたいと考えております。

次に、民間企業には定年制があるので、公務員に定年制度を設けていないのは国民感情からも許されないのでないかとの御意見がありました。確かに、民間企業においては、おおむね九五%という大部分の企業に定年制が実施されており、昭和五十三年三月の総理府の世論調査でも、六三%の多數が、定年制が必要であるとの意見ありました。

この法案は、行政の能率的運営を図るために人事行政面においても長期的な展望に立った計画的な人事管理を行い、組織の活力の維持と職員の士気の高揚を図ることを目的とするものであります。従来から各省庁において、慣行として一定年齢で退職勧奨を行なっているところであります。が、制度的保障があまりませんので、この際、より適正な退職管理制度としての定年制を導入する必

要があると考えるのであります。

最後に、退職手当法案について御意見があります。

した。

公務員の退職手当については、民間の退職金の水準を公務員の退職金に反映させることが適当であると考えております。

今回の退職手当の改正は、公務員の退職手当が民間の退職金より一割程度上回っているので、官民の均衡を図るために是正をしたいという内容であります。が、国民の理解と納得を得るためにも、退職手当を引き上げるときと同様、引き下げるときも速やかに御審議の上、成立させていただきたいと思うのであります。(拍手)

○議長(福田一君) 加藤万吉君。

【加藤万吉君登壇】

○加藤万吉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案外二法案について質問を行わんとするものであります。

総理、あなたにとって今年一月十一日は、生涯を通じて忘れ得ぬ日でなかつたではないでしょうか。現職総理大臣として満七十歳を迎え、なおかつ、かくしゃくとして国政に専念される姿は、その立場を超えて、私もまた陰ながら敬意と祝意を表した次第であります。

私は、総理が、その官職に必要な適格性と働く意思、労働能力が存在する限り、年齢には関係なく、その職務の遂行が可能であることを証明されたものであり、労働関係を終了させる定年制度も、身分の安定、生活権の立場から、総理と同様、その労働能力の限界によって決定されるべきであり、定年制を求める政府の基本政策もここに置き、中高年齢者の雇用の不安を取り除くべきであります。が、総理の御見解を承りたいと思ひます。(拍手)

総理、わが国においては、すでに六十五歳以上

もたらし、労働力もまた、その需給構造において大きな変化をもたらしつつあります。人生わずか五十年、この物差しをもつて政策化する時代は過ぎたのであります。

民間企業においても、ここ二、三年で最低年齢六十歳による定年制実施が五〇%になる条件も、単に労働者側の勤務条件要求に基づくものだけではなく、産業構造を支える労働力配置として、企業の側もその必要性を認めているからにほかならぬのであります。

政府が樹立をした新経済社会七ヵ年計画や雇用対策基本計画においても、六十歳以上の就労構成をでき得る限り高める必要性を指摘をし、労働省は、五十五歳以上の雇用率を六%にする企業指導を行つていていることからしても、最高年齢六十歳をもつて労働関係を断ち切る本法は、この時代の要請に逆行するものであり、政府の政策の整合性の上からも全く矛盾するものであります。(拍手)この政府がとりつある政策と本法との整合性についてどうお考えですか。

高齢化社会の中で、政府関係機関のみが若返りをするということは許されないのであります。今日本法を提案されたのです。民間企業の五十五歳以上の雇用率を高めることを求めて立場からも、政府関係機関こそが率先してその範を示すべきだと思いますが、総理大臣の見解を求めたいと思います。(拍手)

最近、官民格差論や役人天国論が横行し、加えて、政府の財政危機の大宣伝の中に、一般行政職に於ける公務員に犠牲を強いることによつて国民情におもねり、中央政府の支配体制の温存と強化を図る意図がすりかえられようといたしております。

私は、戦後、民主的に制度化されたある公務員制度を、そのときの政府の政治宣伝の道具にさ

せてはならないと考えるのであります。働く人々の生活を左右する雇用問題が、ストラクチャの代替機関として設置をされた人事院の意見を書簡で求めた

として、内閣及び国会への答申を受けることなく、分限規定の中で、政府の一方的かつ画一的に、法律によって労働関係を終了させるという本法は、公務員制度の基本的変更を意味いたしております。人事院の機能についてどのようにお考えをお持ちですか。

財政見直しが強調されているときに、現実には効率化よりも年齢を引き上げ、給与財源をさらに拡大する本法施行の真意を総理にお伺いをいたしたいと思います。

次に、本法改正の提案理由に新陳代謝の必要性を強調されております。総理府の資料でも明らかに、現に効率化退職年齢は五十五歳から六十歳で三十六省庁が行っており、都道府県では、こゝからも全く矛盾するものであります。この政府がとりつある政策と本法との整合性についてどうお考えですか。

私は、総理が、その官職に必要な適格性と働く意思、労働能力が存在する限り、年齢には関係なく、その職務の遂行が可能であることを証明されたものであり、労働関係を終了させる定年制度も、身分の安定、生活権の立場から、総理と同様、その労働能力の限界によって決定されるべきであり、定年制を求める政府の基本政策もここに置き、中高年齢者の雇用の不安を取り除くべきであります。が、制度的保障があまりませんので、この際、より適正な退職管理制度としての定年制を導入する必

私は、戦後、民主的に制度化されたある公務員制度を、そのときの政府の政治宣伝の道具にさ

を踏まえまして、各省庁における勧奨はおむね六十歳までに行われている実態、また第二には、民間企業においては六十歳定年が定着しつつあること、わが国の人口の高齢化傾向等、諸般の事情を総合的に判断した上で、原則六十歳といった次第でございます。

高齢者雇用推進の機運のあるときに公務員に定年制を設けることは、国としての政策の整合性がないという御指摘でござりますけれども、政府は、一昨年の八月の閣議におきまして、新経済社会七ヵ年計画及び雇用対策基本計画を決定しております。その中では、昭和六十年度までに民間企業の六十歳定年が一般化するよう努めるとの方針を明示いたしておりまして、昭和六十年に民間同様六十歳定年制を公務員に導入することは、国の雇用政策としては十分整合性があるものと考えております。

また、第二点のお尋ねでございますが、定年制法案が新陳代謝を意味するものであれば、現行の勤業制度で十分解決できるのぢやないか。また、退職は第二の人生の出発点だ、こういうふうなことを公務員のために考えると、新陳代謝、合理化、財政負担軽減等が、この勤業制度で十分可行えるじやないかというお尋ねであったと存じます。が、退職勧奨は、職員個人に対して退職を懇意にするという事実上の行為でございまして、職員の退職は、あくまでもその職員の意思にかかるべきであります。必ず一定の年齢で退職するという制度的な保障はございません。そのため、退職勧奨のみをもってしましては、長期的な、また計画的な人事管理を行ひにくく、勧奨を受けてもやめない職員がいるために、職員間に不公平、不平等が生じてゐる例が相当ござります。このように、勤業による退職管理におきましてはおのずから限界がございまして、適正かつ円滑な人事管理を期するためには、必ずしも現行の制度が十分でないと心得ております。

また、近い将来、職員の年齢構成が非常なス

ビードで高齢化していくに従いまして、退職勧奨では十分機能を果たし得ないという判断を政府ではいたしております。

定年制度は、分限の中に位置づけられる新たな制度でございますから、五現業職員につきましては、現在までのところそれなりに機能してきていることは事実でございますけれども、本格的な高齢化社会を公務員の社会にも迎えるわけでございま

すので、現時点におきまして、より適切な退職管理制度としての定年制導入というものが必要であると考えておる次第でございます。

なお、退職勧奨制度を存続すべきであるとの御質問に対しましては、定年制度導入後も、その必要性が見込まれるということを人事院も指摘しております。各省庁において組織の実態に応じた人材管理を進めるために、退職の勧奨を行う必要性は定年制度導入後もあると考えております。

第三のお尋ねでございますが、定年制度とい

〔國務大臣安孫子藤吉君登壇〕

〇國務大臣(安孫子藤吉君) 今回の定年制の導入意見を求めた次第でございます。これに対して、

職員の分限の根幹にかかる事項を法制化するときに、人事院勧告によらずに、単なる給理府総務長官と人事院総裁との間の往復書簡に基づいて措置をするということは、労働基本権制約の代替機能を有する人事院制度の否認を意味するのぢやないかというお尋ねでござりますけれども、国家公務員の定年制度は、公務員制度の根幹にかかる重要な問題でございますので、政府といたしましては、人事院の制度の趣旨を十分に尊重して、その意見を求めた次第でございます。これに対して、昭和五十四年八月に人事院総裁から見解が表明されました。そうして総理府総務長官への書簡と認められた団体交渉権、労働協約締結権と定年制法との関係についてのお尋ねでございます。

第四には、現業の国家公務員について公務法上認められた身分保障の基本である分限について、その基本的事項を法律及び人事院規則で定めることとし政府は尊重しておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣藤尾正行君登壇〕

○國務大臣(藤尾正行君) お答えをいたします。

たゞいま総理大臣並びに給理府総務長官から御答弁を申し上げましたとおり、定年法といいますものを導入をするということは、非常に大きな変革であるという見方もございますけれども、現行においておる改正案法といいまするものでござります。

定年制度は、分限の中に位置づけられる新たな制度でございますから、五現業職員につきましては、他の分限に属する事項と同様に、労使交渉によって法定することが適当であると政府は考えております。

しかしながら、定年制度は勤務条件としての側面も有しております。五現業職員に団体協約締結権が認められていることに配慮いたしまして、主務大臣等が決定できるよう処置をいたしております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣安孫子藤吉君登壇〕

〇國務大臣(安孫子藤吉君) 今回の定年制の導入が地方自治の本旨に反するものではないかといふ意見を求めた次第でございます。これに対して、

昭和五十四年八月に人事院総裁から見解が表明されました。そうして総理府総務長官への書簡と認められた団体交渉権、労働協約締結権と定年制法との関係についてのお尋ねでございます。

第四には、現業の国家公務員について公務法上認められた身分保障の基本である分限について、その基本的事項を法律及び人事院規則で定めることとし政府は尊重しておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣藤尾正行君登壇〕

○國務大臣(藤尾正行君) 上田卓三君。

〔上田卓三君登壇〕

〇上田卓三君 日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員等の退職手当法の一部改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず最初に指摘しなければならないことは、今回の改正案が、わずか二ヵ年の間に公務員の退職金を八・三%も引き下げるこことによつて、わが国の五百萬公務員、公共企業体労働者の生活設計を

根本的に破壊するものであるという点であります。

〔議長退席、副議長着席〕

わが日本社会党は、このような反動的、反国民的な改正案には断固反対であります。(拍手)

今日、わが国は、欧米諸国に比べて二倍から三倍の速度で、急速に高齢化社会を迎えようとしております。高齢化社会の到来にもかかわらず、わが国の老後の社会保障は著しく劣悪であります。

いま大事なことは、公務員労働者、民間労働者のいすれに対しましても、高齢者雇用の拡大と老後の生活安定といった観点から、労働年限をさらに延長し、給与体系や退職金制度を根本的に改善することであります。現在でも低水準の公務員の退職金をさらに切り下げ、それを口実にして民間企業、中小零細企業に働く数千万労働者の退職金をさらに圧迫しようとする法律改正は、まさに時代逆行であり、断じて許すことのできない暴挙であります。

しかるに、今回の改正案は、高齢化社会に向けて社会保障制度をどう改善し、公務員制度全体をどう改革していくのかといった基本的な考えを抜きにして、ただ公務員の退職金だけを取り出し、これを一方的に引き下げるものであります。財界主導の行政改革を積極的に推し進め、国民各層に公務員への反発を意識的にあり立て、公務員退職金の引き下げを強行することを認めることはできません。

まして、今回のような公務員、公共企業体労働者との話し合いを抜きにした一方的な退職手当の引き下げは、労使関係を悪化させ、労働者の公務員制度改革への意欲をも損なわしめるものであります。

今回の改正の提案理由は、ただ、民間事業における退職金の支給の実情にかんがみて、公務員の退職手当の額を引き下げる必要があるという点だけあります。

何十年も額に汗して働いてきた一般公務員の老後の生活設計を根本的に狂わせる法律改正を、たった一片の理由で強行するのは余りにも理不尽であります。昨年の人事院勧告は、公務員給与制度の抜本的な見直しを打ち出しており、いま急いで退職手当だけを改正する必要は全くありません。総理の見解を伺うものであります。(拍手)

今回、公務員の退職手当引き下げの根拠とされています。この調査は現状から全くかけ離れており、徹頭徹尾、非合理的なものであります。調査の対象が行政職だけであり、退職手当法の適用を受けている行政職(一)や三公社五現業が対象とされていないのも重要な問題であります。また、退職手当の算定モデルとなつた職員の等級を、実際の退職者の平均に比べて意図的に高くしていることも許せません。

次に、退職手当の基本的な性格づけについて伺います。

退職手当法の第一条は、「国家公務員等が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。」と規定しております。したがって、法律は、退職手当が職員の長期勤労報償であるなどと何ら規定しておりません。このことは、退職手当が、一年しか勤務していない者についても支給されていることからも明らかであります。現在、日本の企業の大半が退職金制度を確立していることを見ても、退職手当が給与の後払い的性格を有するものであることは異論の余地はありません。

総理並びに政府の見解を伺いたいと思います。退職手当は明らかに給与の一部であり、したがって、それは毎月の給与や夏、冬の手当等と同様に公務員の労働条件であります。退職手当以外の給与等は、人事院勧告に基づいて決定されております。しかしながら、退職手当については総理がつて、それは毎月の給与や夏、冬の手当等と同様に公務員の労働条件であります。退職手当以外

人事院は、国家公務員の労働基本権制約の代償機関として、公務員の労働条件全般の改善のため、その機能を發揮すべきであります。かかるに、重要な労働条件の一つである退職手当について、調査はするが勧告はしないというような現状で、果たして人事院の機能は保たれるのであります。

人事院の制度そのものの存在が問われておるところになると思いますが、政府の見解をいただきたいと思うであります。

また、三公社五現業においては団体交渉権が保障され、賃金はもとより、すべての労働条件が団体交渉によって決定されることになつてゐるにもかかわらず、政府は、当該労働組合との協議も行わないまま、退職手当の改悪を一方的に行っていきます。重要な労働条件の一つである退職手当を、団体交渉を全く無視して決定することは、悪質きわまりない不法行為であります。

政府並びに労働大臣の見解を承りたいと思います。退職手当のようない労働条件の基本事項は、労使の団体交渉で決定できるよう法律を改正すべきであります。百歩譲って、退職手当を当面は法律で定めるとても、関係労働組合と十分な協議を行い、合意を得た上で法改正を図るというのが、使用者たる政府の責任であり、民主的なやり方なのです。ではないでしょうか。そうでないならば、人事院制度や公共企業体等の団体交渉事項は全く形骸化されると言わざるを得ません。特に今回の改正案は、一昨年の人事院勧告の閣議決定の際に不当に抱き合わせて決定されたものであり、認めるとはできません。

総理と政府の明快なる答弁をいただきたいと思います。

総理、国民は財界主導の行政改革に警戒心を強めております。いま必要なことは、果たして一般公務員の給与や退職手当を引き下げることであります。いかがでしょうか。断じてそうではありません。

行政改革において真っ先に手をつけなければならぬことは、中央省庁から公團、事業団などに天下りする高級官僚を規制することであります。政府関係特殊法人労働組合協議会が発表した天下り白書によると、調査した七十二法人のうち何と七六・二%が天下り官僚で占められているのであります。彼らは、次から次へと法人を渡り歩き、目の玉が飛び出るような高額の退職金をかせいでいるのであります。

このようなことに対し、国民は憤りを感じ、綱紀の肅正と公正な行政改革を求めているのであります。一般公務員に対しては退職金の引き下げを一方的に押しつけ、高級官僚に対しては事実上野放しにしてはばかりない、こうした弱きをくじき強きを助けるやり方が、一体鈴木内閣の和の政治とどういう関係があるのであります。

総理の率直な見解をお伺いしたいのですが、今日は、退職の時期を迎えている公務員の皆さんには、戦前は戦争に駆り立てられ、戦後は、あの厳しい労働条件の中で低賃金にも耐え、また高度成長期には馬車馬のように働いてきた世代であります。そうしてようやく退職年齢を迎え、老後の生活設計を立てようとするとき、退職金まで削り取るのは許すことのできない残酷な仕打ちであります。

三十数年働き続けて、わずかな退職金を当然にして、外国からはウサギ小屋と呼ばれるささやかな家をつくり、ごつごつましやかな老後を送るこれが圧倒的多数の国民の姿ではないでしょうか。日本自動車摩擦を初めとする一連の経済紛争の背景には、ソシアルダンピングと言つても言い過ぎでない日本の労働者の生活実態があるのであります。

政府は、財政再建、行政改革を口実に、教育、福祉を切り捨て、軍事力を増強し、国民に一方的な耐乏生活を強制しようとしております。しかしながら、増税、軍備増強、無謀な行政改革のもと

らす結末は、一週間前のイギリスの黒人暴動でも明らかであります。政府は、國民に耐乏生活を押しつけるあのサッチャーラインの失敗を他山の石とすべきであります。

わが国に求められているのは、防衛予算を大幅に削減し、政府の責任で減税と雇用拡大を実現し、民間労働者、公務員それぞれの賃金、退職金を引き上げることなどにより最終消費を拡大し、景気回復を図るとともに、教育、医療、福祉を充実させるいわゆる日本型ニューディール政策を大胆に推し進めることではないでしょうか。(拍手)

最後に、國家公務員等の退職手当法の一部改正案について、ここに改めて関係労働組合との十分な協議をこらし円満な合意が得られるまでは、これを撤回するよう強く要望いたしまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 最初に、人事院が昭和六十年度までに給与制度を見直しすると言つているときに、退職手当の減額を先行させているのはいかがか、こういう御意見でございました。総理府では、従来から、おおむね五年ごとに人事院に民間退職金調査を依頼し、その結果と国家公務員の退職手当を比較検討し、改正の必要があれば所要の措置を講じてきているところであります。

今回の改正も、官民較差の是正を図ろうとするものであり、國家公務員の退職手当を引き上げるときと同様に、引き下げるときも速やかに御審議の上、ぜひとも成立をさせていただきたいのであります。なお、今回の改正は、退職手当の基本的制度の見直しを行うものではなく、給与制度の見直しと同様に、退職手当制度の見直しは昭和六十年度までに行うこととしておりますので、御理解をいただきたいのであります。

次に、退職手当についても人事院の勧告を待つてやるべきではないかとのお尋ねでありますが、

退職手当の基本的な性格は、職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償であることは御承知のとおりであります。

先ほど申し上げましたように、総理府では、人

事院に依頼した民間退職金の調査結果により官民対比等を行い、昭和四十八年に行ったように、官民較差の是正の必要がある場合には、勧告を待たずして所要の改正を行ってきているところであります。

次に、改正案について公務員関係の組合と十分話し合つたかとの御質問がありましたが、総理府では、退職手当法改正案を国会に提出するに当たっては、関係職員団体とも話し合いを行つてきましたところであります。しかし、最終的には法律という形で国会の御審議を仰いで決定すべきものでありますから、国会の場で十分御論議をいただきたいと考えております。

最後に、特殊法人の役員の退職金についてあります。ただし、御承知のとおり、特殊法人相互間の役員のたらし回し的な異動については原則として行なない方針であり、厳しく運用しているところであります。また、特殊法人役員の退職金についても、適宜見直しを行い、その適正化を図っております。

以上のはか、残余の問題につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。

〔国務大臣中山太郎君登壇〕

○国務大臣(中山太郎君) お答えをいたします。退職手当引き下げの根柢となつてゐる人事院の五十二年度の調査は、時期的に古いのではないかというお尋ねでございました。これについてお答えを申し上げます。

いま鈴木総理からも御答弁申し上げましたけれども、昭和四十八年に一公務員の方々の退職手当が一般の民間企業と比べると低いということなどで、人事院が調査をいたしましたその調査が、昭和四十六年でございました、九百二十九社につい

て民間側の調査をいたしておりまして、それに基づいて公務員の退職金を二割上げるということでおざいました。上げるのが望ましいということとおりであります。

で、先般、この退職手当法の改正を行つたわけでございます。

今回も、やはり人事院の調査によりまして、納稅していただいている民間の方々と比べると一割余り退職金が高い、こういうことで人事院の調査が出ておりますので、政府といたしましては、この人事院の調査をもとに今回法案の御審議を願つてあります。上げるときも人事院の調査に基づいて上げました。今回それを修正する場合も、ひとつ人件費のベースでやつておるという政府の立場を御了承願いたいと考えております。

次に、公共企業体職員の退職手当について団交事項と考へておる。少なくとも公共企業体職員も対象とする退職手当を一方的に改正するのはおかしいというお尋ねでござります。

退職手当は、広く公共企業体職員のみならず、

一般職国家公務員、それから国会職員、判検事、

裁判所職員等、司法、立法、行政の各分野の公務員の諸君に適用され、対象範囲が広く、その算定方法は、勤続年数に応じた支給率に最終俸給を掛けるという画一的な制度をとつておることは御承認のとおりでござります。

○副議長(岡田春夫君) 田島衛君。

〔田島衛君登壇〕

○田島衛君 私は、新自由クラブを代表して、たゞいま趣旨説明のありました国家公務員法の一部を改正する法律案外三つの法律案に関連をして、たゞいま議題のあります法律案に御審議をちょうだいをいたしますするようお願いをいたしました。(拍手)

その間、私どもの人事院尊重、人事院の適正な活動ということも御勘案をいただきまして、どうか国会におかれましても、十二分に御審議をちょうだいをいたしますするようお願いをいたしました。

○國務大臣(藤尾正行君) ただいま總理大臣並びに總理府總務長官から詳しいお答えがあつたわけだと思いますので、私が重複したこと申し上げるまでもないわけでござりますけれども、今回の国家公務員等の退職手当法の改正案は、昭和四十八年に支給率を引き上げましたときと同様に、私どもが国家公務員に関しまして準備をいたさなければなりません人事院の調査結果に基づきまして所要の改正を行つてきています。

○國務大臣(藤尾正行君) ただいま總理大臣並びに總理府總務長官から詳しいお答えがあつたわけ

でござりますので、私が重複したこと申し上げるまでもないわけでござりますけれども、今回の国家公務員等の退職手当法の改正案は、昭和四十八年に支給率を引き上げましたときと同様に、私どもが国家公務員に関しまして準備をいたさなければなりません人事院の調査結果に基づきまして所要の改正を行つてきています。

まず、總理大臣にお尋ねをいたしますが、その第一点は、提案理由の重要な背景とも思えるところの、國の財政に関する幾つかの問題点についてあります。

今日、國の財政はまさに最悪の事態であります。その再建の急務であることは何人も否定し得ないところでありますけれども、問題は、よつて来る要因がどこにあるかであります。

国内外の経済情勢の激しい変化もさることながら、政治と行政の責任に係る部分は大変大きい。少なくとも國民には直接責任はないと考えるべきだと思いますけれども、總理、いかがでしょ

か。次に、顧みれば、かつて高度経済成長期における税収の伸びは、大変着実な伸びを示しました。

この着実な税収の伸びの中で気をよくし、それに甘えた行政の姿勢と、それを許した政治のあり方が慢性化をし、経済の成長がとまって、その上に第一次石油ショックが発生したにもかかわらず、それに直ちに対応するみずから努力を怠り、もっぱら巨額の公債に依存し、あまつさえ本来、單年度の応急臨時措置としてのみ許されるべき特例公債を、事もろうに逐年増発するがごとき無責任を引きわまる財政運営を行ったことは否定できません。

その当然の結果として、財政は膨大な公債依存度によりその機能を失いかけ、目の前に公債の償還期を控えて、いやでもおうでも公債依存度を減少させるための施策を迫られることになったと思われますけれども、違うでしょうか。

第二点目は、そのような最悪の財政事情の中に依然として存在する次のような事実についてあります。昭和五十四年度の国の決算に対する会計検査院の検査結果によれば、不当事項や改善事項として指摘されたものが、金額で三百六十億余円あります。さらに、国損額という言葉できめつけには多少無理があるにしても、未完了補助事業等で関係法令に違背した処理がされていふる結果でありますから、もしそれ、仮に一〇〇%の結果が考えられますから、そこで、百八十九億余円があるのです。しかも、その会計検査は、国の重要機関の約八割に対しても、結果が行なわれたら一体どういうことになつたのか、単純計算でも約五兆円以上の金額が浮かび上がることが考えられなくはありません。

五兆円という金額を考えてみれば、成立をした五十六年度の予算の中に大きな位置を占める一兆四千億の増税はやらないで済む。また、大きな眼目とした二兆円の借金も減らせる。さらに、野党

が懸念に要求した所得税の減税その他も、一兆六千億ものお金がそこに用意されるということになるのではないかでしょうか。

次にもう一つ、たとえば国鉄等の赤字公共企業体の現状はどうでしょう。一部健全な組合を除いて、まさに国鉄労使の怠慢と思い上がりと無責任を要因として巨大な赤字経営を余儀なくされている。その赤字経営の穴を国民の血のにじむような税金で穴埋めさせておきながら、その上におんぶでだつてこの運賃値上げの連発をし、赤字をよけいひどくするようなストを年中行事のこと強く強行して国民の足を奪うなど、まさに國が經營する公共企業体の面目は皆無に等しいと言わなければならぬと思いますけれども、総理のお考えはいかがでしょうか。

第三点、一方、これらの事実に対して、国の主権者と言ふべき国民の側はどうでしょうか。さなきだに冷え切った景気の中で、またかまたかの、うんざりするような公共料金の連続的値上げ、それが連動するような物価の中、実質的な減収と言ふべきか、あるいは実質的な増税と言ふべきかの苦境の中で、歯を食いしばって働いているわけであります。しかも、それでも倒産は後を絶たない事実は御承知のとおりであります。

そこで、総理に勇気ある反省の意味も含めてお答えをいただきたいと思いますけれども、本來、政治と行政の責任において、行政改革等を中心とする歳出の有効要當な削減に懸命の努力をすべきであつて、かりそめに巨額の増税を国民の肩に背負わせるがごとき財政再建の責任転嫁は断じてなすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目、行政に携わる者は、上は総理を初め、閣僚から第一線の公務員等に至るまで、わが身を削り、骨を切る覚悟を持って歳出の節減合理化を図ることが、国民に対する全体の奉仕者たる使命だと思いませんけれども、いかがでしょうか。

次に、定年や退職手当の自肅等に関する一連の

法律案等も、私は、いまどろ出でてくるのがいささか手おくれだと思います。できれば、経済成長が

つまり、その上に第一次石油ショックがあつて、これにあわてて、特例公債を四条普通公債のとどくに例年増発するようなことをやる前に考えて、まさしく國鐵労使の怠慢と思想い上がりと無責任を要因として巨大な赤字経営を余儀なくされると、やめさせるではなく、一定の年齢に達した以後の給与額の調整措置をすることによって、給付や退職手当等の高額化を抑えながら、しかも本人の勤続意思を尊重し、かつまたその豊富な知識、経験を行政に寄与させることもまた意義があるべきだたと想いますけれども、いかがでしょうか。

次に、四番目に、行政改革と財政再建をかけ声だけに終わらせることがなく、注目する国民の期待にこたえるためには、立法府の責任も例外ではありません。したがつて、わが新自由クラブは、この点を重視して、現在議会制度改革推進本部を行政改革推進本部と並び設けて、立法府たる国会みずから責任を果たす道を鋭意検討中であります。たとえば議員定数の削減の問題、たとえば議会運営の合理化の問題あるいはまた議員特権の自粛等についてであります。

行政改革は政府の責任にだけ任せるべきではなく、立法府たる国会も、文字どおり国民本位の良識に立ち、各党もそれぞれ党利党略を離れ、協力しなければならないと思いませんけれども、総理は、自民党總裁を兼ねる立場から、どのように考えられておられるか、伺いたいと思います。

最後に、四つの法律案については、いささかの修正も考えることなく、不退転の決意を持つて成

立を期すべきだと思いますが、いかがでしょうか、総理。

次に、総理府総務長官にお尋ねをいたします。

本来、例外なしに、公務員等に不利な面、性格を持つ法律案が、その公務員の仲間にあってつくられる場合には、おおむね穏当な内容がつくられるものでありますから、さして問題はないのかも

思ひますけれども、まず一つ、定年法案について、定年制度というのは、それだけで必要にして十分な制度とは考えられないのではないかと思

います。むしろ公務員等の給与制度の抜本的再検討との不可分の立場で検討されたときに、よりり

ばなものになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

つまり、単純に一定の年齢になつたからやめられる、やめさせるではなく、一定の年齢に達した以後の給与額の調整措置をすることによって、給付や退職手当等の高額化を抑えながら、しかも本人の勤続意思を尊重し、かつまたその豊富な知識、経験を行政に寄与させることもまた意義があるべきだたと想いますけれども、いかがでしょうか。

現実には六十歳代というのは最も一般的に能力の充実した年代とも考えられるがゆえに、人件費の増加抑制への配慮だけで有能な六十歳代を退職させるのではなく、給与制度の見直しによって六十歳代を敬遠しない方途も、近い機会に検討されることだと思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、退職手当法案についてお尋ねしますが、官民格差をなくし、財政再建に寄与するための退職手当法の改正による自肃措置は、それを求める検討を求めてみてはいかがでしょうか。

次に、退職手当法案についてお尋ねしますが、官民格差をなくし、財政再建に寄与するための退職手当法の改正による自肃措置は、それを求める国民世論と行政みずから誠実な奉仕精神の発露として評価をいたしますけれども、格差というの公の間にあることを忘れてはならないと思います。

そこで、人事院が公務員等の労働基本権に対してもまことに至れり尽くせりの考え方と、それから同じ公務員でも勤勉と怠惰との間には大きな価値差が存在するはずでありますけれども、これには一顧だにしない考え方方は、強く反省を求めるべきだたと想いますけれども、いかがでしょうか。

日の丸的な発想の転換を求め、人事管理の適正合理的の立場から、戦後三十六年を経た今日、目の立場から第一線の公務員等に至るまで、わが身を削り、骨を切る覚悟を持って歳出の節減合理化を図ることが、国民に対する全体の奉仕者たる使命だと思いませんけれども、いかがでしょうか。

最後に、たとえ全体の奉仕者たる公務員等の立場でも、定年を制限されたり退職手当をたとえどれほどでも削られることはつらいことであると察す

るだけに、よくその理解を深め、かつ温かい思ひやりを忘れないことを希望して、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答え申し上げます。

【内閣総理大臣鈴木善幸君登壇】

まず、財政の再建が現下の最重要課題でありますことは、田島議員御指摘のとおりでございま度予算におきましては、二兆円の公債減額を基本とし、歳出の伸び率を二十数年ぶりに一けたにとどめるなど、その抑制合理化にできる限りの努力をいたしました。しかしながら、現行税制の枠内ではありますが、一兆四千億近い増税をお願いしなければならなかつたのであります。

私は、このような措置が国民生活や企業活動にとって大変厳しいものであることはよく承知いたしております。他方、不健全な財政状況を放置しておくことによって生ずる将来の国民負担や国民生活への悪影響を重視せざるを得ないのであります。あえて増税をもお願いした次第であります。

財政再建の努力は、もちろん五十六年度一年で終わるものではなく、今後も引き続き推進し、特例公債の本格的償還が始まることより前に、何とか特例公債依存の体質を脱却しなければならないと考えております。

五十七年度予算におきましても、財政の再建、特例公債の減額という大方針を堅持してまいりますが、五十七年度において再び大型増税をお願いするとしても現行税制の枠を超えた大型新税の導入を図ることになりかねません。私は、二年引き続いての大型増税、特に大型新税の導入はすべきでないと考えまして、五十七年度予算編成では、大型増税などは念頭に置かず、財政再建に全力を尽くす決意をいたしました。

幸い、第二次臨時行政調査会が発足いたしました。

たので、この夏までに中間答申をいただきまして、五十七年度予算では、徹底した行財政改革により歳出の縮減合理化による財政再建に当たりたいと考えておりますので、よろしく御協力を賜りたいと存じます。

大型増税抜き財政再建のためには、現行諸制度の見直しに触れる厳しい歳出削減措置が必要であります。田島議員御指摘のように、政治、行政に携わる者が身を切り、骨を削る覚悟で財政再建に挺身しなければなりませんが、同時に補助金の削減、行政の役割の見直しなどは、何らかの形で国民生活や企業活動にも関連していくことになりますから、何といつても国民の皆様に行財政改革、歳出の削減に深い御理解をいただくことがやはり基本ではないかと存じます。

田島議員は、立法府たる国会も行財政改革に責任を持つべきであると御主張なさいましたが、行政改革に対する国民の御理解を深めていただくためにも、御意見はまことに頗聴に値するものと思います。ただ、当然のことではありますが、立法府の改革のこととござりますので、立法府の中で御論議を進めていただく問題かと存じます。

また、本日趣旨説明の行われた四法案につきまして、政府は、行政改革の当面の課題として、その成立を強く望んでいるのではないかとのお尋ねがありました。まさにそのとおりございましたが、前国会から御審議をお願いしているところであり、今国会におきまして、ぜひ成立をさせていただきたいと強く希望いたすものであります。

最後に、本日趣旨説明を行った四法案に対する国民の声をどう受けとめているかとのお尋ねがございましたが、私は、四法案は行政の改善に対する国民の期待に沿うものであると考えておりますので、一日も早く国会の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

残余の質問には、所管大臣から答弁をいたしました。(拍手)

○國務大臣(中山太郎君) 田島議員の御質問にお答えを申し上げます。

いま御指摘の公務員の給与制度等を中心とした公務員の全体制的な人事管理制度、こういうものに考へておりますので、よろしく御協力を賜りたいと存じます。

大型増税抜き財政再建のためには、現行諸制度の見直しに触れる厳しい歳出削減措置が必要であります。田島議員御指摘のように、政治、行政に携わる者が身を切り、骨を削る覚悟で財政再建に挺身しなければなりませんが、同時に補助金の削減、行政の役割の見直しなどは、何らかの形で国民生活や企業活動にも関連していくことになりますから、何といつても国民の皆様に行財政改革、歳出の削減に深い御理解をいただくことがやはり基本ではないかと存じます。

田島議員は、立法府たる国会も行財政改革に責任を持つべきであると御主張なさいましたが、行政改革に対する国民の御理解を深めていただくためにも、御意見はまことに頗聴に値するものと思います。ただ、当然のことではありますが、立法府の改革のこととござりますので、立法府の中で御論議を進めていただく問題かと存じます。

また、本日趣旨説明の行われた四法案について、早急にこの結論を得るように努力をすることをお願いしておる次第でござります。

また、人事院自身も親方日の丸的な発想を変えて、早急にこの結論を得るように努力をすることをお願いしておる次第でござります。

また、人事院に對して、政府としても、人事院に對して、早急にこの結論を得るように努力をすることをお願いしておる次第でござります。

また、人事院自身も親方日の丸的な発想を変えて、早急にこの結論を得るように努力をすることをお願いしておる次第でござります。

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十六分散会

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

</

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(一)朗

五九二

可決した旨の通知書を受領した。

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
漁船損害補償法の一部を改正する法律案
雇用に係る給付金等の整備充実を図るために関係法律の整備に関する法律案

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出千葉県市原市姉崎字葭谷地区における市道幅員削減、違反建築物は正指導及び法令解釈に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書

昭和五十六年三月十一日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 福田 一殿

千葉県市原市姉崎字葭谷地区における市道幅員削減、違反建築物は正指導及び法令解釈に関する質問主意書

昭和五十六年、森下木材工業株式会社（東京都）
昭和四十六年、森下木材工業株式会社（東京都都）

「市原市道ア一一七九」が幅員五米との記載確認の

うえ、幹線公道からの進入路として市道の幅員六米

への拡幅を計画し、森下木材工業に道路用地の買

取を申し入れた。森下木材工業の回答は、道路用

工場を営んできたが、同地が住居地域の用途指定

を受け、現在、その工場建物は建築基準法上の既存不適格建築物となつていて、同社は隣接住民の要望を受け、騒音対策のための防音壁を工場敷地

東側に設置したことある。

昭和五十五年一月二十三日、保栄産業株式会社（東京都渋谷区代々木二丁目七一）が同所二番二〇外二、九二五平方米の土地を取得した。この土地は「市原市道ア一一七九」を隔てて前記工場敷地

の西隣りに位置している。また、昭和五十五年三月六日、森下木材工業は同所六番四外四、四八一

平方米の土地を取得した。この土地は「市原市道ア一一七九」を隔てて前記同社工場敷地の西側に隣接し、また保栄産業所有地と四四・三米離れて

北側に存在する幅員七米の幹線公道の間に割り込む形状を呈している土地である。

この開発許可申請の進捗を受けた千葉県市原土木事務所は、住居地域内の既存不適格建築物である

工場と用途上不可分の関係が同一敷地内である

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

の提出でもその後の使用目的が道路である故に差支

えないこと、また幅員いかんにかかわらず赤道一本があるため工場と倉庫は別敷地として可分であるとの回答に接したとのことである。

また、延面積五〇〇平方米以上の特殊建築物に

対しては、建築基準法第四十三条第二項にかかる千葉県条例第四十四条の規定に基づき、その敷地には幅員六米道路を交叉点より五米離して接面させ

るべきこととなつていて、森下木材工業は

市原市との協定の道路形状に替え、更に、工場敷地

を大きく取り込んだ形では正案を千葉県建築指

るよう事業主に対し勧告をした。森下木材工業はこれを拒否し、更に、保栄産業との当事者間交渉

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月にかけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務所と千葉県建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

は無視され続いている。

この間、千葉県建築指導課より建設省めて質疑

が提出され、開発区域に既存不適格建築物敷地を

建築指導課による工事中止命令及び使用禁止命令

をも自然消滅させ、昭和五十五年五月から六月に

かけ、開発許可及び建築確認なきまま倉庫を建築

し、完成させ使用を開始した。また、この倉庫は

延面積五〇〇平方米以下で申請されたが実際は二

階部分を有し、延七〇〇平方米以上であると千葉

県は認めていた。千葉県市原土木事務

導課に提出した。この幅員六米道路は市道ア一一七九と丁字形交叉点を形成するかに思われるが、市道ア一一七九が幅員二・四米となり建築基準法上の道路ではないため、千葉県条例の適用に当たつては交叉点とはみなさないものであると千葉県建築指導課の説明があつた。

現在、森下木材工業は行政当局の指導を待つて従つてこの間、保栄産業の宅地開発事業計画は何等進展を見ることなく棚上げを余儀なくされ、同社の困惑と損失は増すばかりである。

行政当局の公正、迅速な指導を強く求め、以下の各項について質問する。

官 市原市が開発事前協議を受けた段階で「市原市道ア一一七九」の幅員を五米から二・四米に削減している事実があるが、なぜ削減したか明らかにされたい。

二 千葉県建築指導課より建設省あて法的疑義解明について問合せがなされ回答をしたとあるが、これを明示せよ。

三 違反建築物に対する行政指導を明らかにせよ。

四 住居地域に指定されている現地における行政

指導として適切、十分なものがあつたかどうか、この間の事情を明らかにせよ。

右質問する。

内閣衆質九四第一五号
昭和五十六年四月十日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員竹内猛君提出千葉県市原市姉崎字葭谷地区における市道幅員削減、違反建築物是正指導及び法令解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員竹内猛君提出千葉県市原市姉崎字葭谷地区における市道幅員削減、違反建築物是正指導及び法令解釈に関する質問に對する答弁書

昭和五十五年八月十二日千葉県都市部建築指導課より建設省住宅局建築指導課に対して、道をはさんでその両側に存する土地を、建築基準法施行令第一条第一号にいう「一団の土地」とみて、一の敷地として取り扱うことが相当かどうか口頭で問合せがあり、当該道が専らその両側にある土地の所有者又はその使用権者の用に供されるものではなく、一般交通の用に供されるものである場合には、これらの土地は「一団の土地」をなすものとはいはず、一の敷地として取り扱うことは妥当でない旨口頭で回答した。

三について

御指摘の森下木材工業の倉庫については、建築基準法第六条及び第四十三条並びに千葉県建築基準法施行条例第四十四条違反の事実があり、特定行政庁たる千葉県知事は、森下木材工業の責任者からの事情聴取及び工事施工の中止勧告、是正計画書の提出の要請等の行政指導を行つとともに、建築基準法第九条第二項に基づき措置命令の予告通知をしているとの報告を千葉県から受けている。

また、本件倉庫については、千葉県から、都

昭和五十五年八月十二日千葉県都市部建築指導課より建設省住宅局建築指導課に対して、道をはさんでその両側に存する土地を、建築基準法施行令第一条第一号にいう「一団の土地」とみて、一の敷地として取り扱うことが相当かどうか口頭で問合せがあり、当該道が専らその両側にある土地の所有者又はその使用権者の用に供されるものではなく、一般交通の用に供されるものである場合には、これらの土地は「一団の土地」をなすものとはいはず、一の敷地として取り扱うことは妥当でない旨口頭で回答した。

三について

御指摘の森下木材工業の倉庫については、建築基準法第六条及び第四十三条並びに千葉県建築基準法施行条例第四十四条違反の事実があり、特定行政庁たる千葉県知事は、森下木材工業の責任者からの事情聴取及び工事施工の中止勧告、是正計画書の提出の要請等の行政指導を行つとともに、建築基準法第九条第二項に基づき措置命令の予告通知をしているとの報告を千葉県から受けている。

また、本件倉庫については、千葉県から、都

知事は是正を求める旨文書で通知したとの報告を受けている。

四について

本件倉庫に係る行政指導としては、前記の各措置を執つており、これらは違反建築物について千葉県において一般的に行われている事務処理により実施されているものであると承知している。

法施行令第一条第一号にいう「一団の土地」とみて、一の敷地として取り扱うことが相当かどうか口頭で問合せがあり、当該道が専らその両側にある土地の所有者又はその使用権者の用に供されるものではなく、一般交通の用に供されるものである場合には、これらの土地は「一団の土地」をなすものとはいはず、一の敷地として取り扱うことは妥当でない旨口頭で回答した。

三について

御指摘の森下木材工業の倉庫については、建築基準法第六条及び第四十三条並びに千葉県建築基準法施行条例第四十四条違反の事実があり、特定行政庁たる千葉県知事は、森下木材工業の責任者からの事情聴取及び工事施工の中止勧告、是正計画書の提出の要請等の行政指導を行つとともに、建築基準法第九条第二項に基づき措置命令の予告通知をしているとの報告を千葉県から受けている。

また、本件倉庫については、千葉県から、都

おいても理解されているものと考えている。

③ 第九条も含めて現行憲法が国民の間に定着しているかどうかについては、いろいろな見方があると考えるが、現行憲法が成立後三十一

数年間、国民の間で有効に機能してきたことは事実である。

三について
憲法第九条第二項の「前項の目的を達するため」という言葉は、同項後段の規定にかかるて

いないと解している。

同項後段の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の逮捕等を行うことを含むものであり、このような意味の交戦権が否認されていると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たつて

は、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められていると解しているが、実際上、その実力の行使の態様がい

かなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べ

ることは困難である。

なお、国際法上も、交戦権は、通常、右に述べたような意味に解されている。

四について

「有事」という言葉は、法令上の用語ではなく、その意味は必ずしも一義的であるわけではないと思うが、国の防衛に関連して使用される場合には、一般的には自衛隊法第七十六条の規定により防衛出動が命ぜられるような事態をいうことが多いと考えられる。

なお、自衛隊法第七十六条の防衛出動に関する法律の条文としては、例えば、防衛庁設置法第二十六条及び第六十二条、自衛隊法第二十一条、第三十六条、第四十五条、第七十条、第七十七条、第八十条、第八十六条、第八十八条などがある。

沖縄県民の反対を押し切つて昨年十一月十五日、防衛庁と防衛施設庁は同射撃場を引き続き米軍の演習場として確保するために、現行の「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」(以下「公用地等暫定使用法」という。)が一九八二年五月十四日に効力が切れるのに備えて、未契約土地所有者との土地に対して「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設の区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」(以下「米軍用地特措法」という。)といふわゆる「米軍用地特措法」による強制使用のための手続を開始した。

右の質問主意書を提出する。

関する質問主意書

提出者 濑長龟次郎
衆議院議長 福田 一殿
沖縄県における伊江島射撃場の返還問題等
に関する質問主意書

沖縄の米軍基地や自衛隊基地と同様、アメリカの軍事的全面占領の中で県民の意思を無視して米軍が銃剣とブルドーザーで強奪したものである。それを一九七二年の沖縄施政権返還に伴い、「公用地等暫定使用法」による強制使用を経て七七年五月十四日、同法の五年目の期限切れによつて「合法的」使用の根拠を失いながら、四日間の空白のち不法・不当に同法の延長を強行し再び強制使用の継続をしてきたのである。今回の「米軍用地特措法」による強制使用を許すならば実に四回目

の土地強奪であり、平和と人権を守る立場から絶対に容認することはできない。

さらに、伊江島射撃場での核爆弾投下訓練をはじめとする米軍の射撃演習事故や騒音による基地被害は、住民の生命と安全を脅かし、いまや耐え難いものとなつてゐる。

この一月五日の米海兵隊ヘリコプターによる住民地域への「銃撃事件」は、改めて危険な実態を示したものである。

政府は、直ちに米軍の一切の軍事演習を中止させると共に「米軍用地特措法」による強制使用の手続を撤回し、伊江島射撃場を全面的に返還するための適切な措置を講すべきである。

従つて、次の事項について質問する。

伊江島射爆場の返還問題について

昭和五十六年二月十日の衆議院予算委員会

で、日本共産党の野間友一議員の質問に対しても、鈴木総理大臣は、「早期にこれが実現、解決を見るように努力をしていきたい」と答弁している。

1 鈴木総理自ら伊江島射爆場の返還について「早期実現に努力する」と明言したが、具体的にはどのような措置を講ずるというのか。
また、いつまでに返還させると考えて

いるのか。

2 鈴木総理の「早期返還」の答弁とは裏腹にその一方で防衛庁、防衛施設庁は、同射爆場を引き続き確保するために契約を拒否する土地所有者に対して「米軍用地特措法」の手続を行った。このことは、総理の明言したこととは矛盾するのではないか。そうでなければ、「米軍用地特措法」の手続を撤回し関係す

る土地所有者に軍用地を返還するための措置をこそ講すべきと考えるが、どうか。

本当に伊江島射爆場を早期に返還させる意

思があるのかどうか、改めて見解を聞きた

い。

3 伊江島補助飛行場(射爆場も含む)の黙認耕作地部分については、開くところによると返還されるということが言わされているが、そのとおりか。

もし、これが事実ならば黙認耕作地部分については全部を返還するのか、それとも一部を返還するとか。

このことについて、一月十六日「米軍用地特措法」に対する意見書を提出した際、関係土地所有者の指摘に対し現地の那覇防衛施設当局者も認めた。

2 伊江島飛行場(射爆場を含む)で、契約土地所有者の軍用地を買い取った土地所有者が引き続き米軍演習場として使用されることに反対し、契約を拒否している当該土地につい

て、防衛庁、防衛施設庁は賃借料はもちろん補償費も支払わず、いまなお米軍演習場として不正に使用している事実が判明している。

1 伊江島射爆場において、沖縄復帰前の一九七〇年六月三十日に土地所有者に返還された

はずの土地がその後、賃借料はもちろん補償費も支払わぬ米軍演習場の一部として不法・不正に使用されている事実がある。

この土地は、伊江村西江上一、六三一、平

安山良有さん(四十九歳、農業)が同村字西江上真視堅原一、一四三に所有する一四六平方メートルである。一月十四、十五日の日本共産党の調査でも同地が射爆場ゲート内に存在し、通称パトロール道路の一部になつており、いまなお使用されていることが明らかになつている。

また、当然のこととして一九七〇年に降、賃借料、補償費を支払わぬ不法・不当に使用してきたのであるから、それに対する補償措置を講すべきと考えるが、どう

か。

併せて、現在、黙認耕作地部分の面積及び土地所有者数並びに返還される黙認耕作地面積及び土地所有者数を明らかにされたい。

イ かかる事態が発生した原因と事実経過について明瞭にされたい。

ロ この事実は、防衛庁、防衛施設庁が当該土地について使用権原の取得のないままで不正に使用している事実が判明している。

この土地は、伊江村西江上一、九五二、友寄

那霸防衛施設當局者は、二元の土地所有者と交わした契約書には他人に譲った場合の承継義務がうたわれている」という趣旨のことを述べたと報じられているが、そのとおりか。

は、脅迫であり國家権力による財産の強奪に通ずるものと言わざるを得ないが、これについての政府の見解を求める。

十九歳 農業 が同射爆場内の同村西江上
ヤー原一、九二四の二に所有する一三三平方
メートル(登記は昭和五十三年七月十一日)及
び同村西江上中スメカ原一、四五一に所有す

ラ原に所有する一、三三〇平方メートル（登
記は昭和五十一年九月二十八日）、さらに伊
藤常さん（五十歳 農業）が同村西江上カネク

元の土地所有者との承継義務、借用期間など契約内容はどのようなものか明らかにされたい。

八
友寄さん及び平安山さんが、農用地の確
保ということがらも米軍演習場として使用
される」とに反対し、契約を拒否するのは
当然のことである。これに対して那覇防衛
施設当局者は、「契約を拒否しているので

「賃借料は払えない」、「契約すれば支払う」などと契約を強硬に迫つて いるといふことである。

契約を拒否していることを理由に、賃借

う」とは誰がれるのか。

しかも、それを手段として契約を迫るの

ホ
板に、元の土地所有者と那須防衛施設局との契約書に借地権の承継義務があつたとしても弁済供託をしていないということは、借地権原は消滅していると考える。

従つて、使用すべき法的根拠は失われており、不法占有していると指摘せざるを得

になるのか。仮に新土地所有者が借地権設定を承継したとするならば、政府は民法第4百九十四条(供託による免責)に基づき法務局に地料相当額の供託をする方途があるはずだが、弁済供託をしたか、どうか。

憲法第二十九条は第一項で「財産権は、これ
を侵してはならない。」さらに第三項で
「私有財産は、正当な補償の下に、これを公
共のために用いることができる。」と規定され
ている。

権の承継義務規定があるとしても、新土地所有者はこれを知らず所有権を譲り受けた場合、どうして借地権設定を承継すること

置を講すべきと考えるが、どうか。

左記に指摘した二つの軍用地問題に関する
事案は、いずれも防衛庁、防衛施設庁が法的
な根拠もなく、しかも正当な補償措置を講じ
ないで米軍演習場として使用してきたもので
ある。このことは、憲法第二十九条に規定す
る財産権の侵害であると言わざるを得ない
が、政府の明確な見解を求める。

內閣衆質九四第

內閣衆質九四第二二号

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員瀬長龜次郎君提出沖縄県における伊江島射爆場の返還問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員瀬長龜次郎君提出沖縄県における伊江島射爆場の返還問題等に関する質問に対する答弁書

1及び2 伊江島補助飛行場は、第十六回日米安全保障協議委員会において移設措置とその実施に係る合意の成立後返還される施設・区域として了承され、現在、その移設先について検討中である。

なお、現在、同飛行場内の土地の一部について日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「駐留軍用地特措法」という。）による手続を進めているが、これは、同飛行場が返還されるまでの間は、施設・区域として米軍に提供する必要があるからである。

3 伊江島補助飛行場に係る土地で、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律に基づき使用しているもののうち、昭和五十六年三月七日駐軍用地特措法に基づき内閣総理大臣により使用の認定が附された土地以外の土地については、いわゆる黙認耕作地も含めて、所有者等との合意によりこれを使用することとなるよう努めてまいりたい。なお、いわゆる黙認耕作地の面積及び所有者数は、承知しない。

右答弁する。

二 契約が一たん結ばれながら、なぜ突如としてサウジアラビア側より輸入実現前に突如として中止され、破棄されるに至つたのか、その原因と理由を明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十六年四月六日

提出者 植崎弥之助

衆議院議長 福田 一殿

内閣衆質九四第二七号

サウジアラビア原油輸入に関する質問主意書

昭和五十六年四月十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣衆質九四第二七号

昨年十一月に成約された日量十四万バレル、輸入期間三カ月（十、十一、十二月）のサウジアラ

ビア原油輸入契約が輸入実現前にもサウジアラビア側より突如として中止され、結果として契約破棄になつたというが、その契約破棄の原因、理由が不明確である。

〔別紙〕

衆議院議員植崎弥之助君提出サウジアラビア原油輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

よつて左の項目について質問する。

ア 原油輸入に関する質問に対する答弁書

一 この日量十四万バレル輸入取引の交渉経過について

既に当該土地の所有者に対して補償措置を講じてあるといふのである。

一 この日量十四万バレル輸入取引の交渉経過について、その真相を具体的、かつ詳細に説明されたい。

1 昨年九月下旬に本格化したイラン・イラク紛争の影響により、ペルシア湾岸からのイラク

ク原油の積出しが全面的に停止され、我が国は、当時の我が國原油輸入量の十パーセント弱に当たる一日当たり四十万バレル強の原油供給を失い、代替供給の確保が急務になつた。

2 一方、サウディ・アラビアは、イラク原油積出し停止の影響を緩和するため、原油の増産により代替供給を開始し、我が国は、サウディ・アラビアから、同年十月から十二月までの間に、一日当たり四万バレルの代替供給を受けることとなつたが、代替供給量としては不十分なものであつた。

3 このような状況の下において、同年十月ごろ、在外トレーダーを通じて、同年十月から十一月までの間に、一日当たり十四万バレルのサウディ・アラビア原油が供給される可能性が生じた。当該供給の条件は、当時スポーツ取引における条件と比較すると極めて有利なものであり、代替供給の確保に寄与

するものと認められたので、当該原油がイラク原油を輸入していた企業に供給されるよう配慮方を要望し、同年十一月に関係契約の締結に至つたものである。

二について

前記契約に基づく原油の船積みは、昨年十一月下旬から行われることになつていて、船積み開始直前に、前記在外トレーダーから、サウディ・アラビア側の指示により船積みの実施が見合された旨の連絡があつたまま今日に至つては明らかでない。

右答弁する。

極端に投票率の低い選挙の場合の当選効力に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年四月七日

提出者 小沢 貞孝

するものと認められたので、当該原油がイラク原油を輸入していた企業に供給されるよう

極端に投票率の低い選挙の場合の当選効力に関する質問主意書

いだらうか。

ちなみに、フランスの例をみれば、選挙法一二六条①④第一回投票で⑦有効投票の絶対多数（過半数以上）④登録有権者の総数の四分の一に相当

する得票数の⑦④のいずれも満たすことが必要で

前知事の辞任による千葉県知事選挙が、四月五日投票で新知事が決定した。投票率は二五・三八%で、過去の全国知事選の最低を記録した。ま

日投票

た登録有権者数（選挙人名簿登録者数）三三三三万五、七四八人の内、当選者の得票数は三九万四、一三九票で、有権者に対する得票率はわずか一

%で

五、七四八人の内、当選者の得票数は三九万四、一三九票で、有権者に対する得票率はわずか一

%で

あると定められている。これは有権者の意思の尊重と当選人の重みについて考慮しているものと思

う。

よつて次の点について質問する。

一 各級選挙において、当選人となるためには、

有権者総数に対する得票率の最低を規定する必

要があるのではないか。

二 前項で最低得票数に満たないときは、その選

挙で得票した上位二人による決戦投票を行ふよ

うにすべきではないか。

右質問する。

民主主義の基本である選挙において、現在「一

票の重き」が論議されているなかでもあり、最低

得票についての規定を定める必要があるのでな

内閣衆質九四第二八号

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小沢貞孝君提出極端に投票率の低い選挙の場合の当選効力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出極端に投票率の低い選挙の場合の当選効力に関する質問に

対する答弁書
一及び二について

投票について選挙人の自由に委ねている現行制度(任意投票制)の下では、選挙に参加した有権者の投票結果をもつて全有権者の意思の反映があつたものと考へることが適当であり、当選人となるための得票の基準は、現実に選挙において表明された有権者の意思表示、すなわち、有効投票を基礎として定めることが妥当であると考える。

当選に必要な得票の基準を有権者総数との対

比において固定的に定めることも立法政策上は

一つの考え方であろうが、この場合、当選人が

得られないため決選投票を行つたとしても、そ

の結果は先の選挙とほとんど同様のものとなる

ことが予想されるだけでなく、かえつて激烈な競争を招き多額の経費を要することとなる。

このような観点からも、現行法は、当選に必要な得票の基準を有権者総数との対比ではなく、

有効投票総数との対比において定め、更には立候補者が定数を超えない場合には、無投票當選の制度を認めているものである。

なお、決選投票制度を探ることについては、かつて地方公共団体の長の選挙においてこの制度が採用されていたが、決選投票の実績をみると、ほとんどの場合、最初の選挙における第一位の得票者が決選投票においても当選しているため、改めて投票を行うことの繁雑さに対する批判が高まり、昭和二十七年に廃止された経緯があることからみても、適当とは考えられな

い。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る十日、内閣から、衆議院議員瀬長龜次郎

君提出沖縄の米軍基地用地の強制使用手続等に関する関係法律の解釈と適用に関する質問に對

して、質問事項について調査検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十六年四

月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条

第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員橋崎弥之助

君提出我が國固有の個別的自衛権の及ぶ地理的範囲に関する質問に對して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するた

め、昭和五十六年四月十八日までに答弁する旨

の国会法第七十五条第二項後段の規定による通

知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員木間章君

君提出三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社

との関係と労使の交渉経過に関する質問に對し

て、質問事項について検討する必要があり、こ

れに日時を要するため、昭和五十六年四月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一

項後段の規定による通知書を受領した。

官報

号外 昭和五十六年四月十六日

法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

衆議院會議錄 第十八号(二)
國第九十四回 會

〔本号参照〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案

1

右
國會で提出する。

昭和五十六年二月一日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中 「大洋州」 在オーストラリア日本国大使館 オー

リア	——	キャンベラ	——	を
大洋州	——	大洋州	——	を
在ヴァヌアツ日本国大使館	——	在ヴァヌアツ	——	を
在オーストラリア日本国大使館	——	オーストラリア	——	を
ボート・ヴィ	——	キャンベラ	——	を

別表第一の二 総領事館の表中南米の項中 在ボルト・アレグレ日本国総領事館

ルト・アレグレ 在ボルト・アレグレ日本国総領事館
「を」 在マナオス日本国総領事館
—— ブラジル ボルト・アレグレ
—— マナオス
—— に改

め、同表アフリカの項中 在ソーラズベリー・日本国総領事館 連合王国 ソーラズベリー「を削る」

別表第一の三 領事館の表中南米の項中
在マナオス日本国領事館 ブラジル マナオスを削

る

昭和五十六年四月十六日

衆議院会議録第十八号(二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇四

別

3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
345,500	299,400	264,900	234,100	215,000	199,600	176,700	161,300	145,900
411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
508,600	449,600	398,700	359,400	328,200	308,500	266,000	246,300	226,600
474,400	420,600	373,100	337,200	307,600	289,700	248,900	230,900	213,000
376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
328,400	284,800	252,100	223,000	204,700	190,200	168,200	153,600	139,100
377,700	323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800	154,900
358,900	305,100	269,200	233,300	215,300	197,400	179,500	161,500	143,600
413,900	357,500	316,200	278,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300
434,400	378,000	334,600	297,000	272,400	253,600	223,200	204,400	185,600
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
481,300	422,300	374,100	334,800	306,300	286,600	249,600	229,900	210,200
400,200	348,900	309,000	274,800	251,900	234,800	206,100	189,000	171,900
360,600	309,300	273,500	239,300	220,100	203,000	182,200	165,100	148,000
434,400	378,000	334,600	297,000	272,400	253,600	223,200	204,400	185,600
377,700	323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800	154,900
383,100	334,400	296,100	263,700	241,600	225,400	197,600	181,300	165,100
542,800	478,700	424,400	381,600	348,700	327,300	283,100	261,700	240,300
498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
324,700	276,000	243,500	211,100	194,800	178,600	162,400	146,100	129,900
632,300	537,500	474,200	411,000	379,400	347,800	316,200	284,500	252,900
444,300	377,700	333,200	288,800	266,600	244,400	222,200	199,900	177,700
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
362,600	313,900	277,700	245,300	225,200	208,000	185,300	169,000	152,800
358,900	305,100	269,200	233,300	215,300	197,400	179,500	161,500	143,600
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
360,600	309,300	273,500	239,300	220,100	203,000	182,200	165,100	148,000
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
413,900	357,500	316,200	278,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
396,800	343,000	303,400	267,500	245,700	227,800	202,400	184,400	166,500
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
343,500	294,800	260,600	228,200	209,800	193,600	173,700	157,400	141,200

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア フ ジ ア	インド	620,000	510,000	472,300	439,900	393,700
	インドネシア	760,000	630,000	571,200	530,800	471,900
	ヴィエトナム	790,000	730,000	677,100	632,000	573,100
	カンボディア	770,000	680,000	629,300	587,600	533,700
	シンガポール	670,000	580,000	526,400	488,800	432,400
	スリ・ランカ	530,000	490,000	448,400	417,700	374,100
	タイ	700,000	570,000	523,400	486,400	432,500
	大韓民国	710,000	550,000	502,500	466,600	412,700
	中華人民共和国	790,000	620,000	568,100	528,800	472,400
	ネパール	700,000	640,000	590,700	550,300	493,900
	パキスタン	650,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	バングラデシュ	760,000	700,000	647,400	603,600	544,700
	ビルマ	670,000	590,000	542,800	505,800	454,600
	フィリピン	670,000	550,000	499,400	464,100	412,900
	ブータン	660,000	640,000	590,700	550,300	493,900
	マレーシア	660,000	570,000	523,400	486,400	432,500
	モルディブ	580,000	560,000	518,900	483,600	434,900
	モンゴル	850,000	780,000	725,000	676,500	612,400
	ラオス	830,000	730,000	671,400	625,900	564,300
北 米	アメリカ合衆国	750,000	540,000	495,600	461,400	393,100
	カナダ	580,000	500,000	454,600	422,100	373,400
中 南 米	アルゼンティン	1,070,000	980,000	885,200	822,000	727,100
	ヴェネズエラ	750,000	680,000	622,000	577,600	510,900
	ウルグアイ	730,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	エクアドル	560,000	540,000	496,300	462,100	413,400
	エル・サルバドル	570,000	550,000	502,500	466,600	412,700
	ガイアナ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	キューバ	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300
	グアテマラ	560,000	550,000	499,400	464,100	412,900
	グレナダ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	コスタ・リカ	540,000	520,000	478,500	444,300	393,100
	コロンビア	640,000	620,000	568,100	528,800	472,400
	ジャマイカ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	スリナム	610,000	590,000	544,200	506,600	452,700
	セント・ヴィンセント	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	セント・ルシア	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	チリ	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	ドミニカ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	ドミニカ共和国	570,000	520,000	475,500	441,900	393,200

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇六

394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700
394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
326,400	280,300	247,800	217,000	199,600	184,200	165,100	149,700	134,300
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600
309,300	265,700	235,000	205,900	189,300	174,800	156,600	142,000	127,500
307,600	261,500	230,700	199,900	184,600	169,200	153,800	138,400	123,000
447,100	393,300	348,500	312,600	285,700	267,800	232,500	214,500	196,600
326,400	280,300	247,800	217,000	199,600	184,200	165,100	149,700	134,300
343,500	294,800	260,600	228,200	209,800	193,600	173,700	157,400	141,200
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
444,300	377,700	333,200	288,800	266,600	244,400	222,200	199,900	177,700
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
393,100	334,100	294,800	255,500	235,900	216,200	196,600	176,900	157,200
410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇七

	トリニダッド・トバゴ	620,000	600,000	547,300	508,600	452,200
	ニカラグア	620,000	600,000	547,300	508,600	452,200
	ハイティ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	パナマ	510,000	490,000	451,500	419,700	373,500
	バハマ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	バラグァイ	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	バルバドス	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100
	ブラジル	540,000	470,000	427,600	397,500	353,900
	ペルー	520,000	470,000	430,600	399,900	353,700
	ボリビア	700,000	650,000	599,600	559,200	505,300
	ホンデュラス	510,000	490,000	451,500	419,700	373,500
	メキシコ	600,000	520,000	475,500	441,900	393,200
欧 州	アイスランド	680,000	660,000	598,200	555,500	491,400
	アイルランド	680,000	660,000	598,200	555,500	491,400
	イタリア	730,000	680,000	574,300	533,300	471,700
	ヴァチカン	650,000	630,000	574,300	533,300	471,700
	オーストリア	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300
	オランダ	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	ギリシャ	650,000	630,000	574,300	533,300	471,700
	サイprus	650,000	630,000	574,300	533,300	471,700
	スイス	870,000	790,000	717,800	666,500	589,600
	スウェーデン	750,000	680,000	622,000	577,600	510,900
	スペイン	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	ソヴィエト連邦	860,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	チェコスロvakia	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	デンマーク	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	ドイツ民主共和国	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300
	ドイツ連邦共和国	900,000	740,000	669,900	622,100	550,300
	ノールウェー	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400
	ハンガリー	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	フィンランド	680,000	660,000	598,200	555,500	491,400
	フランス	920,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	ブルガリア	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	ベルギー	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300
	ポーランド	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	ポルトガル	660,000	600,000	550,300	511,000	452,100
	マルタ	650,000	630,000	574,300	533,300	471,700
	ユーゴースラヴィア	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400
	ルーマニア	730,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	ルクセンブルグ	730,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	連合王国	1,020,000	790,000	717,800	666,500	589,600
大 洋 州	ヴァヌアツ	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	オーストラリア	670,000	580,000	526,400	488,800	432,400
	キリバス	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇八

498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
588,200	508,700	450,000	397,000	364,700	338,200	300,100	273,600	247,100
549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700
515,500	451,400	399,800	357,000	326,800	305,400	266,700	245,300	223,900
463,100	396,500	350,300	305,900	281,600	259,400	233,500	211,200	189,000
576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
532,500	465,900	412,500	368,100	337,000	314,800	275,200	252,900	230,700
576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
413,900	357,500	316,200	278,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300
448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
532,500	465,900	412,500	368,100	337,000	314,800	275,200	252,900	230,700
576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
480,200	411,000	363,200	317,000	291,800	268,800	242,000	218,900	195,900
482,200	415,600	367,400	323,000	297,000	274,800	245,100	222,800	200,600
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
696,600	609,400	539,700	481,600	441,000	411,900	360,000	330,900	301,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
594,000	522,200	462,800	414,900	379,400	355,500	308,700	284,700	260,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
662,400	580,400	514,100	459,400	420,400	393,100	342,900	315,500	288,200
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800

官 報 (号 外)

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

	ソロモン	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300
	トゥヴァル	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300
	トンガ	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	ナウル	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	西サモア	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	ニューゾーランド	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400
	パプア・ニューギニア	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300
	フィジー	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700
中 近 東	アフガニスタン	960,000	880,000	806,000	750,200	670,800
	アラブ首長国連邦	830,000	810,000	743,100	692,400	623,200
	イエメン	860,000	840,000	772,800	720,800	651,600
	イスラエル	660,000	600,000	547,300	508,600	452,200
	イラク	820,000	750,000	695,300	648,100	584,000
	イラン	820,000	700,000	642,900	597,400	530,700
	オマーン	860,000	840,000	772,800	720,800	651,600
	カタル	830,000	810,000	743,100	692,400	623,200
	クウェイト	890,000	780,000	719,100	670,200	603,500
	サウディ・アラビア	910,000	840,000	772,800	720,800	651,600
	ジョルダン	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	シリア	640,000	620,000	568,100	528,800	472,400
	トルコ	730,000	670,000	616,000	573,300	511,700
	バハレーン	800,000	780,000	719,100	670,200	603,500
	南イエメン	860,000	840,000	772,800	720,800	651,600
	レバノン	850,000	730,000	666,900	619,600	550,400
ア フ リ カ	アルジェリア	790,000	730,000	663,700	617,600	550,900
	アンゴラ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ウガンダ	690,000	670,000	614,600	572,500	513,600
	エジプト	750,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	エティオピア	880,000	810,000	743,100	692,400	623,200
	ガーナ	1,050,000	1,020,000	940,300	876,400	789,300
	カーボ・ヴェルデ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ガボン	890,000	860,000	796,700	743,100	671,300
	上ヴォルタ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	カメリーン	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ガンビア	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ギニア	860,000	840,000	772,800	720,800	651,600
	ギニア・ビサオ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ケニア	750,000	650,000	595,200	553,100	491,500
	コモロ	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100
	コンゴー	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ザイール	1,050,000	970,000	892,500	832,000	749,900
	サントメ・プリンシペ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
	ザンビア	690,000	670,000	614,600	572,500	513,600
	シェラ・レオーネ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六一〇

549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
559,800	493,200	437,100	392,700	358,900	336,700	291,600	269,300	247,100
431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
465,200	401,100	354,700	311,900	286,800	265,400	236,600	215,200	193,800
600,900	524,000	463,800	412,600	378,000	352,400	309,400	283,700	258,100
549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
464,200	407,800	361,300	323,700	296,000	277,200	241,000	222,200	203,400
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
594,000	522,200	462,800	414,900	379,400	355,500	308,700	284,700	260,800
394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
515,500	451,400	399,800	357,000	326,800	305,400	266,700	245,300	223,900
525,700	464,200	411,600	370,500	338,400	317,900	274,500	254,000	233,500
635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100

別

4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
299,400	264,900	234,100	215,000	199,600	176,700	161,300	145,900
299,400	264,900	234,100	215,000	199,600	176,700	161,300	145,900
299,400	264,900	234,100	215,000	199,600	176,700	161,300	145,900
392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800	154,900
305,100	269,200	233,300	215,300	197,400	179,500	161,500	143,600
357,500	316,200	278,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300

官 報 (号 外)

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六一
一一

		830,000	810,000	743,100	692,400	623,200
ジブティ		640,000	630,000	571,200	530,800	471,900
ジンバブエ		830,000	810,000	748,800	698,600	631,900
スードン		670,000	650,000	592,000	551,000	492,100
スワジランド		670,000	650,000	592,000	551,000	492,100
セイシェル		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
赤道ギニア		760,000	700,000	639,900	595,500	531,400
セネガル		960,000	890,000	814,900	759,100	682,200
象牙海岸共和国		830,000	810,000	743,100	692,400	623,200
ソマリア		730,000	670,000	623,500	581,400	525,000
タンザニア		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
チャード		890,000	860,000	796,700	743,100	671,300
中央アフリカ		620,000	600,000	547,300	508,600	452,200
チュニジア		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
トーゴー		1,050,000	940,000	862,800	803,600	721,500
ナイジェリア		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
ニジェール		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
ブルンディ		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
ベナン		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
ボツワナ		670,000	650,000	592,000	551,000	492,100
マダガスカル		730,000	670,000	614,600	572,500	513,600
マラウイ		690,000	670,000	614,600	572,500	513,600
マリ		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
南アフリカ共和国		720,000	660,000	598,200	555,500	491,400
モーリシャス		670,000	650,000	592,000	551,000	492,100
モーリタニア		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
モザンビーク		690,000	670,000	614,600	572,500	513,600
モロッコ		640,000	630,000	571,200	530,800	471,900
リビア		780,000	750,000	695,300	648,100	584,000
リベリア		780,000	760,000	701,100	654,300	592,700
ルワンダ		970,000	940,000	862,800	803,600	721,500
レソト		670,000	650,000	592,000	551,000	492,100

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	500,000	439,900	393,700	345,500
	ポンペイ	500,000	439,900	393,700	345,500
	マドラス	480,000	439,900	393,700	345,500
	ウジュン・パンダン	630,000	572,500	513,600	451,500
	ジャカルタ	590,000	530,800	471,900	411,900
	スマバヤ	590,000	530,800	471,900	411,900
	メダン	610,000	530,800	471,900	411,900
	バンコック	540,000	486,400	432,500	377,700
	釜山	530,000	466,600	412,700	358,900
	広州	580,000	528,800	472,400	413,900

昭和五十六年四月十六日

衆議院會議錄第十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を

改正する法律案及び同報告書

六一

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(一)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六二三

	上海	580,000	528,800	472,400	413,900
	カラチ	520,000	462,100	413,400	362,600
	マニラ	510,000	464,100	412,900	360,600
	ペナン	540,000	486,400	432,500	377,700
	香港	580,000	488,800	432,400	376,000
北米	アガナ	560,000	511,000	452,100	393,100
	アトランタ	490,000	444,300	393,100	341,800
	カンザス・シティ	490,000	444,300	393,100	341,800
	サン・フランシスコ	510,000	444,300	393,100	341,800
	シアトル	510,000	444,300	393,100	341,800
	シカゴ	510,000	444,300	393,100	341,800
	ニュー・オルリ昂ズ	490,000	444,300	393,100	341,800
	ニュー・ヨーク	630,000	488,800	432,400	376,000
	ヒューストン	510,000	444,300	393,100	341,800
	ポートランド	490,000	444,300	393,100	341,800
	ボストン	540,000	488,800	432,400	376,000
	ホノルル	560,000	488,800	432,400	376,000
	ロス・アンジェルス	510,000	444,300	393,100	341,800
	ヴァンクーバー	480,000	422,100	373,400	324,700
	ヴィニベッグ	470,000	422,100	373,400	324,700
	エドモントン	470,000	422,100	373,400	324,700
	トロント	480,000	422,100	373,400	324,700
	モントリオール	480,000	422,100	373,400	324,700
中南米	クリチバ	420,000	377,700	334,100	290,500
	サン・パウロ	430,000	377,700	334,100	290,500
	ペレーン	460,000	417,700	374,100	328,400
	ボルト・アレグレ	420,000	377,700	334,100	290,500
	マナオス	480,000	439,200	395,600	348,900
	リオ・デ・ジャネイロ	430,000	377,700	334,100	290,500
	レシフェ	440,000	397,500	353,900	309,300
	リマ	440,000	399,900	353,700	307,600
欧洲	ミラノ	590,000	533,300	471,700	410,200
	ジュネーヴ	740,000	666,500	589,600	512,700
	ラス・バルマス	640,000	577,600	510,900	444,300
	ナホトカ	730,000	648,100	584,000	515,500
	ハバロフスク	680,000	617,000	552,900	485,700
	レニングラード	630,000	573,300	511,700	448,100
	デュッセルドルフ	690,000	622,100	550,300	478,500
	ハンブルグ	710,000	622,100	550,300	478,500
	フランクフルト	690,000	622,100	550,300	478,500
	ベルリン	710,000	622,100	550,300	478,500
	ボン	690,000	622,100	550,300	478,500
	ミュンヘン	690,000	622,100	550,300	478,500

官 報 (号 外)

12

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六一四

392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
493,200	437,100	392,700	358,900	336,700	291,600	269,300	247,100
363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900

別										
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
円 323,900	円 286,300	円 250,400	円 230,300	円 212,400	円 190,800	円 172,800	円 154,900			
334,100	294,800	255,500	235,900	216,200	196,600	176,900	157,200			
367,500	324,800	288,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400			

別										
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
円 376,000	円 319,600	円 282,000	円 244,400	円 225,600	円 206,800	円 188,000	円 169,200	円 150,400		
512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100		
512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100		
461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600		
478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400		

11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号
円 303,000	円 289,000	円 275,000	円 261,000	円 247,000	円 233,000	円 219,000	円 205,000	円 191,000	円 177,000	円 163,000	円 149,000

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書)

	パリ マルセイユ ロンドン	660,000 660,000 740,000	599,800 599,800 666,500	530,600 530,600 589,600	461,400 461,400 512,700
大洋州	シドニー	560,000	488,800	432,400	376,000
	バース	540,000	488,800	432,400	376,000
	ブリスベン	540,000	488,800	432,400	376,000
	メルボルン	560,000	488,800	432,400	376,000
	オークランド	610,000	555,500	491,400	427,300
	ポート・モレスビー	690,000	625,900	564,300	498,400
中近東	ホラムシャハル イスタンブル	770,000 610,000	698,600 555,500	631,900 491,400	559,800 427,300
アフリカ	プレトリア	610,000	555,500	491,400	427,300

三 領事館

地 域	所 在 地	領事館長	号		
			1 号	2 号	3 号
アジア	コタ・キナバル	520,000	486,400	432,500	377,700
北米	アンカレッジ	550,000	511,000	452,100	393,100
中南米	エンカルナシオン	590,000	553,100	491,500	429,000

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大使	公使	特号	1号	2号
北米	ニューヨーク (国際連合)	750,000	580,000	526,400	488,800	432,400
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,020,000	790,000	717,800	666,500	589,600
	(軍縮委員会)	820,000	790,000	717,800	666,500	589,600
	パリ (経済協力開発機構)	920,000	710,000	646,000	599,800	530,600
	プラハセル (欧州共同体)	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 别	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
手 当 額	円 443,000	円 429,000	円 415,000	円 401,000	円 387,000	円 373,000	円 359,000	円 345,000	円 331,000	円 317,000

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同報告書

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「アヌアツ」日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在外ジンバブエ日本国大使館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外交官の各種手当に関する法律

一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案の内容は、次のとおりである。
在ザムアヌアツ及び在ジンバブエの各日本国
大使館を新設すること。
在ソーラズベリー日本国総領事館を廃止す
ること。

在マナ

3 在マナオス日本領事館を総領事館に昇格させる」と。

4 新設及び昇格する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるほか、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
5 研修員手当の号別及び手当額を改定すること。
と。
なお、この法律は昭和五十六年四月一日から施行し、在ヴァンズアツ日本国大使館の設置に関する規定は政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

國の外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、速やかに検討の上旨処すべきである。

激動する國際情勢の中につて、我が國の外交を一層機動的に展開し、我が國の國際的責務を遂行しうるよう外交実施体制の一層の拡充、善等必要な措置を講ずること。

在外職員、特に生活及び勤務の環境が厳しい地域に勤務する職員が、職務と責任に応じて能力を充分發揮しうるよう環境の整備、待遇の改善等必要な措置を講ずること。

この法律による改正後の在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第三及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「アヌアツ日本国大使館」に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後は、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十六年四月十四日

内閣委員長 江藤 隆美
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

附 則

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「アヌアツ日本国大使館」に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後は、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十六年四月十四日

内閣委員長 江藤 隆美
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに、在外職員宿舎の整備に努めるとともに、右決議する。

年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和五十六年度所属の歳入とする。

4 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

第一項の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定による償還のための起

債は、行わないものとする。
(日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例)
第三条 日本中央競馬会は、昭和五十六事業年度
については、日本中央競馬会法(昭和二十九年)

右
国会に提出する。
昭和五十六年一月二十六日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

(趣旨) 財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律

第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることから、

が著しく不均衡が押さえられることがかんがみ
当面の財政運営に必要な財源を確保し、もつて
国庫三三六二四七九三三三資本、二、四

国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五十六年度における公債の発行及び日本中央銀行

馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定めるとともに、同年度から昭和五十九年度を

での間における日本電信電話公社の国庫納付金の納付その他の歳入（租税及び印紙収入並びに

公債に係る収入を除く。)の増加を図るために特別措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)
第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三

第二条 政府は財政監査官(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する合意のほか、呂四五二六三五〇一號(二十

行する公債のほか、昭和五十六年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会

の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

前項の規定による公債の発行は、昭和五十七

六十一條第一項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

(日本開発銀行の利益金の処分の特例)

第五条 日本開発銀行が日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八十八号)第三十六条第一項の規定

により昭和五十六年度から昭和五十九年度までの各事業年度において準備金を積み立てる場合

における同項の規定の適用については、同項第二号中「千分の七」とあるのは、「千分の五」と読み替えるものとする。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「財政運営に必

要な財源の確保を図るための特別措置に関する

法律(昭和五十六年法律第二百六十八号)第五条の規定

により読み替えられた第一項」とする。

(日本輸出入銀行の利益金の処分の特例)

第六条 日本輸出入銀行が日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第三十八条第一項の規定により昭和五十六年度から昭和五十九年度までの各事業年度において準備金を積み立てる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「千分の七」とあるのは、「千分の五」と読み替えるものとする。この場合にお

いて、同条第三項中「第一項」とあるのは、「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二百六十八号)第五条の規定により読み替えられた第一項」とす

る。

(産業投資特別会計からの一般会計への繰入

金の納付の特例)

第七条 政府は、一般会計の歳出の財源に充て

たため、昭和五十六年度から昭和五十九年度までの各年度において、産業投資特別会計から予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れ

ることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する額は、産

業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十

二号)第八条の規定による積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、産業投

附 則
この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

最近における国財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、当面の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五十六年度における公債の発行及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付金のほか、この法律に関する措置を定めるとともに、同年度から昭和五十九年度までの間における日本電信電話公社の国庫納付金の納付その他の歳入の増加を図るための特別措置を定めるものとする。

最近における国財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、当面の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と

国民経済の安定に資するため、昭和五十六年

度における公債の発行及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付その他の歳入の増加を図るための特別措置を定めるものとする。

最近における国財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、昭和五十六年度における公債の発行及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付その他の歳入の増加を図るための特別措置を定めるものとする。

十日まで行うことができるることとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る収入は、昭和五十六年度所属の歳入とすること。

(日本輸出入銀行の利益金の処分の特例)

日本輸出入銀行の利益金の処分の特例

日本輸出入銀行の昭和五十六年度から昭和五十九年度までの各事業年度の国庫納付金の額の計算上、利益金から控除すべき準備金積立額を計算する場合における資金の貸付残高及び割引に係る手形の現在額の合計額に係る積立率を千分の七から千分の五に引き下げる

こととすること。

(1)の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととすること。

この法律により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとすること。

(1)の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととすること。

日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

日本中央競馬会は、昭和五十六事業年度につけては、通常の国庫納付金のほか、剩余金を基準とする国庫納付金の額が五百億円に満たない場合には、特別積立金のうち五百億円と剩余金を基準とする国庫納付金の額との差額に相当する金額を昭和五十七年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととすること。

(1)により納付する金額は、特別積立金のうち五百億円と剩余金を基準とする国庫納付金の額との差額に相当する金額を昭和五十七年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととすること。

(2)により納付する金額は、特別積立金の額から減額して整理するものとすること。

(1)の議決を経ようとするときは、当該議決は、産業投資特別会計の歳出とするこ

と。

(2)の議決を経ようとするときは、当該議決は、産業投資特別会計の歳出とするこ

と。

(1)の議決を経ようとするときは、当該議決は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十六年度一般会計予算の歳入において、特例公債金発行収入として五兆四千八百五十億円を計算する場合における貸付金の残高に係る積立率を千分の七から千分の五に引き下げることとすること。

十億円を計上するとともに、日本中央競馬会から特別国庫納付金二百億円、日本電信電話公社からの臨時国庫納付金千二百億円を計上している。また、昭和五十六年度産業投資特別会計予算の歳入において、日本開発銀行の法定準備金の積立率の改定による同行からの国庫納付金の受入見込額として九十四億七千八百万円を計上するとともに、同特別会計の歳出において、一般会計への繰入金として五十億円を計上している。

右報告する。

昭和五十六年四月十四日

附 則
衆議院議長 福田 一殿
(小字及び一は修正)

この法律は、
昭和五十六年四月一日から施行する。

〔別紙〕

官 報 号 (外)

この法律は、
昭和五十九年度に特例公債の改善に
政府は、次の事項について十分配慮すべきである。
一 健全財政を回復するため、財政収支の改善に
全力をつくし、昭和五十九年度に特例公債依存
建設公債についても可能な限り抑制し、公債依
存度の低下を図るよう努めること。
一 建設公債をもつて出資する特殊法人等の予算
執行のあり方について検討すること。
一 財源対策としては、負担の公平化に一層努力
し、中長期にわたる基本的展望に基づいて見直
しを行うこと。
一 今後建設公債の借換えも本格化することに備
え、金融・資本市場の動向をふまえた市中消化
の原則、発行条件の適正化等適切な国債管理政

策に関する方針を確立するよう努めること。

一 今後における社会経済情勢の推移に対応し、
補助金行政・各種の特別措置の洗い直し、財政
投融资・特殊法人の経営の見直しなど、抜本的
な行政改革を進めるうこと。

一 公衆電気通信事業の公益性に顧み、日本電信
電話公社の臨時国庫納付金の料金値上げ
をもたらすことのないよう能率的な公社経営を
可能にする諸般の改善を行い、職員の自発的な
協力を求めるよう努めるとともに、政府において
も公社設立の趣旨に基づき、経営の主体性が
十分發揮されるよう努めること。

一 日本中央競馬会については、政府の指導監督
と自主的な経営努力を通じ業務の適正な執行を
図り、競馬の健全な発展に資するよう努めること。

第一条の十三の次に次の一条を加える。

(昭和五十六年度における特別措置法による
退職年金等の額の改定)

第一条の十四 前条第一項の規定の適用を受け
る年金については、昭和五十六年四月分以
後、その額を、その算定の基礎となつてある。

別表第一の十六の仮定俸給(同条第六項、第
十一項、第十六項若しくは第十七項の規定又

は同条第二十項において準用する第一条第六
項の規定により前条第六項各号若しくは第十
一項に掲げる金額又は從前の年金額をもつて
改定年金額とした年金については、同条第一
項の規定により年金額を改定したものとした

場合にその改定年金額の算定の基礎となるべ
き仮定俸給)に対応する別表第一の十七の仮
定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用し
て算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金(その年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち
実在職した期間が最短年金年限に達している
年金に限る。次項において同じ。)を受ける者
が七十歳以上の者は旧法の規定による遺族
年金に相当する年金を受ける七十歳未満の
妻、子若しくは孫である場合には、前項の規
定にかかるわらず、その年金の額を、同項の規
定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げ
る年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の
十二倍に相当する額を加えた額に改定する。
この場合においては、第一条第四項後段の規
定を準用する。

旧法の規定による退職年金に相当する年
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる

年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年
金の次のイ又はロに掲げる額に満たないとき
は、昭和五十六年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる

に相当する額
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金の控除後の年数一年につき前項の規定に
より俸給とみなされた額の六百分の一(控
除後の年数のうち十三年に達するまでの年
数については、六百分の二)に相当する金
額

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者
に対する前項の規定については、同項第
二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三
年に達するまでの年数については、六百分の
二)」とあるのは「六百分の二」とする。

第二項の規定の適用を受ける年金については、前
項の規定の適用を受けた額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

三 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者
に対する前項の規定については、同項第
二号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三
年に達するまでの年数については、六百分の
二)」とあるのは「六百分の二」とする。

四 次の各号に掲げる年金については、前項の規
定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年
金の次のイ又はロに掲げる額に満たないとき
は、昭和五十六年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる

に相当する額
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金の控除後の年数一年につき前項の規定に
より俸給とみなされた額の六百分の一(控
除後の年数のうち十三年に達するまでの年
数については、六百分の二)に相当する金
額

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者
に対する前項の規定については、同項第
二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三
年に達するまでの年数については、六百分の
二)」とあるのは「六百分の二」とする。

第二項の規定の適用を受ける年金については、前
項の規定の適用を受けた額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

三 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者
に対する前項の規定については、同項第
二号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三
年に達するまでの年数については、六百分の
二)」とあるのは「六百分の二」とする。

四 次の各号に掲げる年金については、前項の規
定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年
金の次のイ又はロに掲げる額に満たないとき
は、昭和五十六年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる

年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済
び同報告書

において「昭和五十四年三月三十日以前の年金」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

する法律案及
六一〇

額
いずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た

前項の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

支給されているものについて準用する。
第一項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準

用する。
第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十五条の四の次に次の二条を加える。
（昭和五十六年度における通算退職年金及び
通算還族年金の額の改定）

適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定に
による通算退職年金(第四項において「昭和五十
五年三月三十一日以前の通算退職年金」とい

現に支給されているものについては 同年四
月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の
合算額を二百四十で除し、これに当該通算退
職手会による組合員期間の月数と乗じて算出

職年金に係る総合期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一一〇、九九〇
一三二、六四〇
一四四、〇三〇
一四六、二七〇
一五五、一三〇
一六六、二九〇
一七七、四二〇
一八八、四六〇
一九五、四一〇
三〇二、八五〇
三一七、一五〇
三三一、六二〇
三三八、九一〇
三四五、八一〇
三五九、五三〇
三六五、七四〇
三七二、九四〇
三八五、九八〇
三九九、五三〇
四〇五、二一〇
四〇七、八七〇
四一四、一九〇
四二六、九六〇
四三九、七四〇
四五六、〇七〇
四五〇、五四〇一一〇、七二〇
一四二、八六〇
一五四、七三〇
一五七、〇五〇
一六六、二八〇
一七七、九一〇
一八九、五一〇
三〇一、〇二〇
三〇八、二六〇
三一六、〇一〇
三三〇、九一〇
三四五、九八〇
三五三、五八〇
三六〇、七八〇
三七五、〇七〇
三八一、四四〇
三八八、六四〇
四〇一、六八〇
四〇二、六四〇
四〇五、二一〇
四〇七、八七〇
四一四、一九〇
四二六、九六〇
四三九、七四〇
四五六、〇七〇
四五〇、五四〇三〇一、〇二〇円以上のもの
二七七、九二〇円を超えるもの
二五六、二八〇円を超過二七七、九二〇円以下のもの
二五六、二八〇円を超過二六六、二八〇円以下のもの
二五七、〇五〇円を超過二六六、二八〇円以下のもの
二六六、二八〇円を超過二五七、〇五〇円以下のもの
二七八、五一〇円を超過二八〇、八四〇円以下のもの
二八九、五一〇円を超過二七一、三八〇円以下のもの
二九五、二六〇円を超過二七一、三八〇円以下のもの
三〇一、〇二〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三〇八、二六〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三一六、〇一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三三〇、九一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三四五、九八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三五三、五八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三六〇、七八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三七五、〇七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三八一、四四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三八八、六四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇一、六八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇二、六四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇五、二一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇七、八七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四一四、一九〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四二六、九六〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四三九、七四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四五六、〇七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四五〇、五四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの三〇一、〇二〇円以上のもの
二七七、九二〇円を超えるもの
二五六、二八〇円を超過二七七、九二〇円以下のもの
二五六、二八〇円を超過二六六、二八〇円以下のもの
二五七、〇五〇円を超過二六六、二八〇円以下のもの
二六六、二八〇円を超過二五七、〇五〇円以下のもの
二七八、五一〇円を超過二八〇、八四〇円以下のもの
二八九、五一〇円を超過二七一、三八〇円以下のもの
二九五、二六〇円を超過二七一、三八〇円以下のもの
三〇一、〇二〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三〇八、二六〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三一六、〇一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三三〇、九一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三四五、九八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三五三、五八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三六〇、七八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三七五、〇七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三八一、四四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三八八、六四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇一、六八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇二、六四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇五、二一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇七、八七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四一四、一九〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四二六、九六〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四三九、七四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四五六、〇七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四五〇、五四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの三〇一、〇二〇円以上のもの
二七七、九二〇円を超えるもの
二五六、二八〇円を超過二七七、九二〇円以下のもの
二五六、二八〇円を超過二六六、二八〇円以下のもの
二五七、〇五〇円を超過二六六、二八〇円以下のもの
二六六、二八〇円を超過二五七、〇五〇円以下のもの
二七八、五一〇円を超過二八〇、八四〇円以下のもの
二八九、五一〇円を超過二七一、三八〇円以下のもの
二九五、二六〇円を超過二七一、三八〇円以下のもの
三〇一、〇二〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三〇八、二六〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三一六、〇一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三三〇、九一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三四五、九八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三五三、五八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三六〇、七八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三七五、〇七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三八一、四四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
三八八、六四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇一、六八〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇二、六四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇五、二一〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四〇七、八七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四一四、一九〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四二六、九六〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四三九、七四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四五六、〇七〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの
四五〇、五四〇円を超過二六〇、二六〇円以下のもの

別表第四の二十一(第二条の十四関係)

障害の等級	年	金額
一	三、七二〇、〇〇〇円	三、〇八六、〇〇〇円
二	二、五三三、〇〇〇円	一、九九五、〇〇〇円
三	一、六一、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円
四		
五		
六		

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一(第十条の五、第十五条の五関係)

俸給年額	率	金額
一・〇四二	五、三〇〇円	
一・〇〇〇	一八八、四〇〇円	
〇・九七八	二九五、六〇〇円	
一・〇〇〇	〇円	

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「第三号イ」を「第三号ニ」改め、同条第三項中「第一項第三号イ」を「第一項第三号ニ」に改め、「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から」に改める。

第三十八条第一項中「組合員期間」を「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)」に改め

第一百条第三項中「四十一万円」を「四十二万円」に改める。

附則第十三条の七第一項中「として、これら

の規定」を「と、第八十八条の六中「前条第一項各号」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前条第一項各号」として、これらの規定」に改める。

附則第十四条の二を附則第十四条の三とし、

附則第十四条の次に次の二条を加える。

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の二、連合会は、第二十一条第一項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付(第五十

二条に規定する短期給付を除く)の掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事

業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金の一部を連合会に預託するものとし、連合会は、その運用収入の全部又は一部を前項の規定により行う事業に要する費用に充てるものとする。

第一項の規定による交付金の交付を受ける組合に係る第九十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第一百条第二項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

2 組合は、第一項の規定により行う事業の全部又は一部を前項の規定により行う事業に要する費用に充てるものとする。

3 第一項の規定による交付金の交付を受ける組合に係る第九十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第一百条第二項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

4 連合会は、第一項の規定により行う事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならない。

5 第三十五条第四項の規定及び同条第五項において準用する第十条第二項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

第六条 連合会は、第一項の規定により行う事業に該当するもの(同項ただし書に該当する者を除く。)が、通算年金通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受けとができる

間は、同項の規定による加算は行わない。

し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十五万五千円」を「五十六万五千八百円」に改める。

第十五条の二中「八十万円」を「八十二万一千円」に改める。

第十六条の二中「一百三十万四千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「百十三万四千円」を「百二十四万円」に改め、同条第三項中「三万六千円」を「四万二千円」に改める。

第十七条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第十八条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第十九条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十一条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十二条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十三条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十四条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十五条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十六条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十七条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十八条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第二十九条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十一条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十二条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十三条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十四条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十五条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十六条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十七条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

第三十八条の二中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改め、同条第二項中「一百三十三万六千円」を「一百三十三万六千円」に改める。

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二)

昭和四
月一
日

同年四月分以後適用する。

行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は

六二四

一部を改正する法律の一部改正

等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の
一条を加える。

第六項までの規定並びに改正後の施行法第十一
七条の二、第十八条及び第四十五条の五第二

項の規定は、施行日前に退職年金を受ける権利を有することとなつた者については、昭和五十七年六月分以後適用する。ただし、これ

らの規定を適用して計算したその者の同月分以後の退職年金又は減額退職年金の額が、同年五月三十一日におけるその者の退職年金又は減額退職年金の額（以下この条において「從前の年金額」という。）より少ないとときは、従前の年金額をもつて、その者の同年六月分以後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員

共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由による給付につて適用され、同日前に給付事

由が生じた給付については、なお従前の例によ
る。

第三条 改正後の法第八十八条の五第一項及び第

八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、

じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施

公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
（以下この条において「施行法」という。）第二条
第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給額

(政令への記述)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他他の法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

とし、更に同年四月分及び同年五月分の年金については同表の備考二中「二十一万円」とあるのは「十八万円」とする。

も恩給法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の恩給法及び第三条の規定による改正前の施行法の規定の例によるものとする。

じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については同条第一項中「百一十三万六千円」とあるのは「百十八万四千円」と、同条第二項中「百二十三万六千円」とあるのは「百十八万四千円」と、「百十四万円」とあるのは「百八万八千円」と、同表中「三、三七一、八〇〇円」とあるのは「三、三〇二、八〇〇円」と、「一、二八一、八〇〇円」とあるのは「一、二一一一、八〇〇円」と、「一、五八一、八〇〇円」とあるのは「一、五三一、八〇〇円」とし、更に同年四月分及び同年五月分の年金については同表の備考二中「二十一万円」とあるの

号又は施行法第九条第一号（これらの規定を施行法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるもののその他政令で定める者（以下この条において「旧特別調達厅の職員期間のある者」といいう。）に係る普通恩給等及び長期給付については、当該旧特別調達厅の職員期間のある者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第二百五十五号附則第四十一条の五の規定及び改正後の施行法の規定にかかるわらず、同年十月一日以後も恩給法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の恩給法及び第三条の規定による改正前の施行法の規定の例によるものとする。

最低保障等に関する経過措置)
第六条 改正後の施行法第三十三条及び別表第一
の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給
付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金について

員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（施行法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれら

改正後の施行法第十四条の二第一項中「七十
四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、
「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万
二百円」と 改正後の施行法第四十五条の三の
二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三
千六百円」とする。

一部を改正する法律（昭和五十六年法律第
号）第二条の規定による改正後の恩給法の一
部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十
五号。以下この条において「改正後の法律第百
五十五号」という。）附則第四十一条の五の規定
の適用によりその全部又は一部がこれらの期間

行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の二の規定を適用する場合に
は、同年四月分及び同年五月分の年金について
は、改正後の施行法第十三条の二中「七十四万

法(大正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、施行法第七条第一項第三号若しくは第五号の期

行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の二の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、改正後の施行法第四十五条の三の二百円」と、改正後の施行法第四十五条の三の二中「七十四万九千円」とあるのは「五十五万一千六百円」とある。

〔別紙〕

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

二 遺族年金の成績度の進行にかんがみ、その財源措置及び整合性を確保することにつき、さらに検討を行うこと。

三 短期給付の引上げについては、さらに医療費の審査及び組合員の生活実態等に着目し、掛金負担の適正化について十分努力すること。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

内閣総理大臣 鈴木 善幸

号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短年金年限との差年数一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十七の仮定を「第一条の二十四」に改める。

二 旧法の規定による共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「第一条の十三」

を「第一条の十四」に改める。

第一条の十三の次に次の二条を加える。

〔昭和五十六年度における旧法による退職年金等の額の改定〕

第一条の十四 前条第一項の規定の適用を受けた年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている

別表第一の十六の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により改定された年金について

は、その改定年金額の算定の基礎となつていて

る仮定俸給、同条第八項、第九項又は第十一

項から第十四項までの規定により改定された

年金については、同条第一項の規定により年

金額を改定したものとした場合においてその

改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸

給）に対応する別表第一の十七の仮定俸給を

俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定し

た額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。）については、その年金を受けた者が昭和五十六年四月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金に限る。）で、七十歳以上の者は旧法の規定による年金に相当する年金を受ける

七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十六年四月分以後、その額

を、同項の規定により算定した額に、次の各

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十三万三千六百円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十五万二千円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十三万三千六百円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十五万二千円

三 旧法の規定による共済組合が支給する年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 五十五万二千円

ハ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上ものも

の（イに掲げる年金を除く。）又は六十五

歳未満の者が受ける年金でその年金の額

の計算の基礎となつた組合員期間のうち

実在職した期間が六年以上九年

未満のもの 四十四万二千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金

三十六万六千八百円

ハ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年

未満のもの 四十四万二千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金

四十七万六千八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金

第一項又は前項の規定の適用を受ける年金

について、その年金を受ける者が旧法の規

定による退職年金又は廃疾年金に相当する年

金を受ける者である場合において、その者が

昭和五十六年四月一日から同月三十日まで

間に六十五歳に達したときは、同年五月分以

後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金について、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年

金を受ける者である場合において、その者が

昭和五十六年四月一日から同月三十日まで

間に六十五歳に達したときは、同年五月分以

後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第二項から第四項までの規定の適用を受け

る年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合における昭和五十六年四月分以後の年金の額は、これらの規定により算定した額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条の第九条八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 一二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十万円

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 十二万円

7 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が昭和五十六年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分による場合を除く) 十二万円

8 前条第十五項及び第十六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第十五項中「第十一項各号の一」とあるのは「次条第六項各号の一」と、「第十二項の規定により第十一項第三号」とあるのは「同条第七項の規定により同条第六項第三号」と、「第十一項又は第十二項」とあるのは「次条第六項又は第七項」と、同項ただし書中「第二項、第三項又は第八項」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、同条第十六項中「第十一項又は第十二項の規定の適用」とあるのは「次条第六項又は第七項の規定の適用」と、「第十二項の規定」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、同条第十六項中「第十一項又は第十二項の規定にかかわらず」とあるのは「同条第六項又は第七項の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。

9 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定により改定された額(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その額につき第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)とする。この場合においては、第一条の第九条八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 一二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十万円

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 十二万円

7 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が昭和五十六年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分による場合を除く) 十二万円

9 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定により改定された額(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その額につき第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)とする。この場合においては、第一条の第九条八項ただし書の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十万円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十万円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六万一千八百円

ロ 六万九千円

三 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十四万九千円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの

四 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上ものも

六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達して

いるもの 五十六万一千八百円

八 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年未満のもの 四十四万九千四百円

九 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年未満のもの 三十七万四千五百円

10 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十六年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分による場合において、同項の規定に準じてその額を改定する。

11 第六項から第八項までの規定は、第九項の規定の適用を受ける年金について準用する。

この場合において、第七項中「昭和五十六年四月一日」とあるのは、「昭和五十六年六月一日」と読み替えるものとする。

第二条の十三の次に次の一条を加える。

(昭和五十六年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の十四 前条第一項の規定の適用を受け

る年金については、昭和五十六年四月分以後、

その算定の基礎となつている別表第一

の十六の仮定俸給(同条第二項において準用する第一条の十三第二項又は前条第三項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつている

仮定俸給、同条第六項又は第七項の規定によ

り改定された年金については、同条第一項の

規定により年金額を改定したものとした場合

においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十七の

仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規

定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、

「別表第三の十七」と読み替えるものとする。

2 第一条の十四第二項の規定は、前項の規定

の適用を受ける年金(旧法の規定による退職

年金に相当する年金を受けることができた組

合員期間を有していた組合員であつた者で、

その組合員期間のうち実在職した期間がその

退職年金に相当する年金を受ける最短年金

限に達しているものに係る年金に限る)で、

七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺

族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金(旧法の

規定による退職年金に相当する年金を受ける

こと)ができた組合員期間を有していた組合員

であつた者で、その組合員期間のうち実在職し

た期間がその退職年金に相当する年金を受け

ること)ができた組合員期間を有していた組合員

であつた者で、その組合員期間のうち実在職し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

五 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十六年四月分

以後、その額を当該各号に定める額に改定す

る。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について

は、その年金を受ける権利を有する者が殉職

年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する

者であるときは、これらの規定により算定し

た年金の額に九万六千円を加えた額を、その

改定する額とする。この場合においては、第

二 残業年金 百八万八千円

三 障害遺族年金 八十四万三千円

4 次の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、

四八〇、九五〇	四五七、九五〇	四九五、一四〇
五〇一、八五〇		
五〇八、八八〇		

別表第三の十六の次に次の二表を加える。

別表第三の十七(第二条の十四関係)

別表第一の十七の下欄に掲げる仮定俸給	率
三〇一、〇二〇円以上のもの	一一・〇割
二七七、九二〇円を超える三〇一、〇二〇円未満のもの	一三・〇割
二六六、二八〇円を超える二七七、九二〇円以下のもの	一三・八割
二五七、〇五〇円を超える二六六、二八〇円以下のもの	一四・五割
一八〇、八四〇円を超える二五七、〇五〇円以下のもの	一四・八割
一七二、三八〇円を超える一八〇、八四〇円以下のもの	一五・〇割
一五五、二六〇円を超える一七二、三八〇円以下のもの	一五・五割
一二六、五六〇円を超える一五五、二六〇円以下のもの	一六・一割
一二一、六八〇円を超える一二六、五六〇円以下のもの	一六・九割
一一三、六四〇円を超える一二一、六八〇円以下のもの	一七・四割
一一〇、四六〇円を超える一一三、六四〇円以下のもの	一七・八割
一〇七、一八〇円を超える一一〇、四六〇円以下のもの	一九・〇割
九四、三一〇円を超える一〇七、一八〇円以下のもの	一九・三割
八三、六七〇円を超える九四、三一〇円以下のもの	一九・八割
八〇、七三〇円を超える八三、六七〇円以下のもの	二〇・二割
七八、六六〇円を超える八〇、七三〇円以下のもの	二〇・九割
七六、八三〇円を超える七八、六六〇円以下のもの	二一・七割
七五、〇二〇円を超える七六、八三〇円以下のもの	二二・〇割
七二、〇八〇円を超える七五、〇二〇円以下のもの	二二・五割
七一、〇八〇円のもの	

別表第四の二十の次に次の二表を加える。

別表第四の二十(第二条の十四関係)

障害の等級	年	金額
一	三、大四〇、〇〇〇円	三、〇一六、〇〇〇円
二	二、四六三、〇〇〇円	二、九三五、〇〇〇円
三	一、五五一、〇〇〇円	一、二四五、〇〇〇円
四	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項中「次に掲げる者」の下に「で組合員又は組合員であった者の死亡」當時主としてその収入により生計を維持していたもの」を加え、同項各号を次のように改める。
一 組合員又は組合員であった者の配偶者、父母及び祖父母
二 組合員又は組合員であった者の子又は孫(十八歳未満で配偶者のいない者又は組合員若しくは組合員であった者の死亡当時か

別表第四の二十二(第二条の十四関係)	障害の等級	年	金額
一	二	三、七一〇、〇〇〇円	三、〇八六、〇〇〇円
二	三	二、五三三、〇〇〇円	一、九九五、〇〇〇円
三	四	一、六一、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円
四	五	一、二九五、〇〇〇円	

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について適用する。

別表第十の次に次の二表を加える。

別表第十(第三条の十四、第四条の九関係)

俸給	年	額	率	金額
四、三五九、五二四円未満のもの	一・〇四一	五、三〇〇円		
四、三五九、五二四円以上四、八七二、七二八円未満のもの	一・〇〇〇	一八八、四〇〇円		
四、八七二、七二八円以上のもの	〇・九七八	二九五、六〇〇円		

ら引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。)

第二十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改める。

第五十九条の三第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に改め、同項第一号中「八万四千円」を「二十万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十九条の四第一項及び第二項中「前条」を「第五十九条の三」に改め、同条を第五十九条の五とし、第五十九条の三の次に次の二条を加える。

第五十九条の四 遺族年金を受ける者が、前条

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書蚕糸砂糖類価格安定事業団法案及び同報告書

六三

業体職員等共済組合法(以下「法」という。)に基づく年金について、その年金額の算定の基礎となつてている俸給を昭和五十五年度における国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、昭和五十六年四月分から年金額を引き上げること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

(1) 恩給における措置にならい、長期在職した者に係る退職年金等の最低保障額を昭和五十六年四月分から引き上げるほか、同年六月分から、更に、その額を引き上げること。

(2) 恩給における措置にない旧法に基く殉職年金等に係る最低保障額及び扶養加

給の額を昭和五十六年四月分から引き上げるほか、最低保障額については、同年八月分から、更に、その額を引き上げること。遺族の範囲の見直し。

寡婦加算の額の引上げ等
法に基づく遺族年金に加算される寡婦加算の額を引き上げるとともに、遺族年金を受け取る妻が、同時に退職年金等を受けることができるときは、寡婦加算の支給について必要な調整を行うこと。

(1) 昭和五十四年十一月三十一日以前の退職者について、年金額の引上げによる増額分を限度として、高額所得を有する退職年金受給者に対する年金の支給制限を行うこと。

(2) その他所要の措置を講ずること。

議案の修正議決理由
と。
実施日は、昭和五十六年四月一日とする

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。) 第二十五条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が発生した給付について適用し、同日前に給付事由が発生した給付については、なお従前の例による。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第三条 改正後の法第五十九条の三第一項及び第

〔別紙〕
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

第一条 蚕糸砂糖類価格安定事業団は、繭及び生糸の価格について、安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相当な水準における価格の安定に必要な業務を行い、もって蚕糸業の経営の安定に資すること並びに輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に必要な業務を行い、もって国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全

恩給における措置にならない、公共企事業体職員等共済組合からの年金の額を引き上げるほか、法に基づく遺族年金の寡婦加算額の引上げ等所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認められるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十六年度において三公社で約二百六十七億三千七百万円と見込まれているが、追加費用等として措置される。

右報告する。

五十九条の四の規定（これらの規定を改正後の法附則第六条の七において準用する場合を含む。）は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年四月分以後適用する。

昭和五十六年三月二十一日において現に公共企業体職員等共済組合法第五十九条の三第一項の規定による加算が行われている遺族年金（同法附則第六条の七において準用する同法第五十九条の三第一項の規定による加算が行われている遺族年金を含むものとし、その全額の支給を停止しているものを除く。以下この項において同じ。）を受ける妻が、同日において改正後の法第五十九条の四に規定する政令で定める給付（このを賃貸料として算入する場合を除く。）

一 共済年金の成熟度の進行にかんがみ、その財源措置及び整合性を確保することにつき、さらに検討を行うこと。

二 遺族年金の給付水準については、受給者の生活実態等を考慮し、さらに充実するよう検討すること。

三 短期給付の引上げについては、さらに医療費の審査及び組合員の生活実態等に着目し、掛金負担の適正化について十分努力すること。

昭和五十六年四月十四日

(その全額の支給を停止されている総体を除く)
以降の類いは、「公営年金第廿二条」。

內閣總理

大臣 鈴木 善幸

る者のうちから、農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。

委員の任期は、二年とする。

第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 蘿糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと。(又はこの業務に該当するものを除く)。

ロ 蘿の保管に要する経費の助成、その保管に係る蘿の買入れ及び売渡しを行ふこと。(又はこの業務に該当するものを除く)。

ハ 委託を受けて、乾蘿を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

ニ 外国産の生糸、蘿又は蘿短纖維の輸入、蘿糸価格安定法第十二条の十三の三第一項に規定する輸入生糸又は同法第十二条の十

に規定する輸入蘿等の売渡し又は同五に規定する輸入蘿等の売渡し又は

買換え及び外国産の蘿(買換えにより保有する蘿を含む。)の加工又は生糸との交換を行うこと。

ホ イからニまでの業務に伴う生糸、蘿又は蘿短纖維の保管を行うこと。

二 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第百九号)の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 国内産糖及び国内産ふどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、第三十六条第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として、蘿又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るために生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第二十九条 事業団は、前条第一項第一号ニの外國産の生糸、蘿又は蘿短纖維の輸入に関する業務の一部を輸入業者に委託することができる。

(業務方法書)

第三十条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 事業団は、次の各号に掲げる業務とに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号イの業務(蘿糸価格安定法第二章の規定による生糸の買入れ及び売渡しに係るものに限る。)及び同号ロの業

務並びにこれらに伴う同号ホの業務並びにこれらに附帯する業務

二 第二十八条第一項第一号の業務(前号の業務に該当するものを除く。)及びこれに附帯する業務並びに同号第二項及び第三項に規定する業務

三 第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務

2 次の各号に掲げる金額に係る經理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六条第四項の規定により事業団の出資があつたものとされた金額のうち、同条第一項の規定による承継の際改正前の蘿糸価格安定法第十二条の四十三第二項の規定により同条第一項各号の業務に係る勘定において經理を行つている金額 前項第一号の業務に係る勘定

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出してその承認を受けるとともに、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(財務諸表)

第三十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出してその承認を受けるとともに、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、前二項の規定により整理をしたとすれば、第三十一条第一項第一号

(事業計画等の認可)

第三十三条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類を出資者に送付しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

前日に終わるものとする。

3 糖価安定事業団の昭和五十六年四月一日に始

まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借
対照表及び損益計算書については、なお従前の
例による。

4 第一項の規定により事業団が糖価安定事業団

の権利及び義務を承継したときは、その承継の
際改正前の砂糖の価格安定等に関する法律第五
条による。

5 第二条第一項の規定により積立金として整理さ
れている金額は、第三十一条第一項第三号の業
務に係る勘定において、第三十五条第一項の積
立金として整理しなければならない。

6 第二条第一項の規定により事業団が糖価安定事業団
の権利及び義務を承継したときは、その承継の
際改正前の砂糖の価格安定等に関する法律第五
条による。

7 第二条第一項の規定により糖価安定資金として
管理されている金額は、第三十七条第二項の糖
価安定資金として置くものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第九条 附則第六条第一項の規定により事業団に
承継される日本蚕糸事業団の長期借入金又は短
期借入金に係る債務について改正前の繭糸価格
安定法第十二条の四十八第四項の規定により政
府がした保証契約があるときは、当該保証契約
は、その承継後においても、当該長期借入金又
は短期借入金に係る債務について從前の条件に
より存続するものとする。

第十一条 附則第六条第一項及び第八条第一項の規
定により事業団が権利を承継する場合における
当該承継に伴う不動産の登記については、登録
免許税を課さない。

2 附則第六条第一項及び第八条第一項の規定に
より事業団が権利を承継する場合における当該
承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても
は、不動産取得税又は自動車取得税を課すること

とができる。

第十一条 日本蚕糸事業団又は糖価安定事業団の
解雇の際にその職員として在職する者で、昭

和四十二年度以後における国家公務員共済組合
等からの年金の額の改定に関する法律等の一部
を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)。
以下「昭和五十四年改正法」という。附則第十一

条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、
引き続き事業団の職員となつたもの(以下「事
業団関係復帰希望職員」という。)に係る同

条第二項の規定の適用については、事業団及び

事業団関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五
十四年改正法による改正前の国家公務員共済組
合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)、第二百二
十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等
職員とみなす。

2 事業団関係復帰希望職員に係る昭和五十四年
改正法附則第十一条第四項の規定の適用につい
ては、その者は、同条第一項の復帰希望職員と
みなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際に蚕糸砂糖類価
格安定事業団という名称を使用している者につ
いては、第十二条の規定は、この法律の施行後
六月間は、適用しない。

第十三条 事業団の最初の事業年度は、第三十二
条の規定にかかわらず、その成立の日に始ま
り、昭和五十七年三月三十一日を終わるものと
する。

第十四条 事業団の最初の事業年度の事業計画、
予算及び資金計画については、第三十三条第一
項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、
「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(繭糸価格安定法の一部改正)

第十五条 各号を次のように改める。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこ
れを提示しなければならない。

第十四条第三項を次のように改める。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

(繭糸価格安定法の一部改正)

第十五条 各号を次のように改める。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

(繭糸価格安定法の一部改正)

第十五条 各号を次のように改める。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

(繭糸価格安定法の一部改正)

第十五条 各号を次のように改める。

3 第二項の規定により農林水産省令を

しくは第三項の規定により農林水産省令を

定めようとするとき。

「第四章 日本蚕糸事業団

第二節 役員等(第十二条の二十七・第十二条の四十一)

第三節 業務(第十二条の四十一・第十二条の四十二)

第四節 財務及び会計(第十二条の四十二・第十二条の五十一)」を「第四章

監督(第十二条の五十二・第十二条の五十三)」を「第五章」

罰則(第十二条の五十四)」を「第六章」

補則(第十三条・第十六条の二)」を「第五節」

第六節 雜則(第十七条・第十九条の三)」を「第六節」

」

三条 第十九条の二に改める。

七条 第十九条の二に改める。

第二条中「日本蚕糸事業団」を「蚕糸砂糖類価
格安定事業団」に、「こえて」を超えてに改め
る。

第七条の二第一項第三号中「第十二条の四十
条第一項各号」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団法
(昭和五十六年法律第二百二十九号)」以下「事業団
法」という。第三十一条第二項第一号に改め、
同条第二項中「第十二条の四十三第三項各号」を
「事業団法第三十一条第一項第一号」に改める。
第十二条の四中「第十二条の十八第二号」を
「事業団法第五条第一号」に改める。

第十二条の十三の二第一項及び第十二条の十
三の四第二項中「第十二条の四十一の二」を「事
業団法第二十九条」に改める。

第四章を削る。

第十三条第一項中「製糸業法」の下に「(昭和七
年法律第二十九号)」を加える。

3 第十四条第三項を次のように改める。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

(繭糸価格安定法の一部改正)

第十六条 改正前の繭糸価格安定法(第十二条の
二十九、第十二条の三十及び第十二条の三十八
を除く。)の規定によりした処分、手続その他の
行為は、この法律又は改正後の繭糸価格安定法
の相当規定によりした処分、手続その他の行為
とみなす。

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第十八条 日本蚕糸事業団の役員若しくは職員又
は運営審議会の委員であつた者に係るその職務
に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して

はならない義務については、附則第十五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第十五条の規定の施行後した行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第十九条 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

【第四章 糖価安定事業団】
第一節 総則(第三十条—第三十五条)
第二節 役員及び職員(第三十六条—第四十六条)
第三節 業務及び会計(第四十七条—第五十八条)
第五節 監督(第五十九条—第六十条)
第六節 雜則(第六十一条—第六十二条)
第五章 補則(第六十三条—第六十四条)
第六章 罰則(第六十五条—第六十九条)

「第一条」に改める。
「第三条」に改める。

第五条第一項中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改める。

第十条第一項第一号ロ中「及び第五十五条第一項」を削る。

第四章を削る。

第五章中第六十三条を第三十条とする。
第六十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

れを提示しなければならない。

第六十四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十四条を第三十一条とし、第五章を第四章とする。

第六十五条の前の見出し及び同条を削り、第六十六条第二号中「第六十三条」を「第三十条」とし、「第六十四条第一項」を「前条第一項」に改め、第六章中同条を第三十二条とし、第六十七条を削り、同条を第五章とする。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

産大臣の命令若しくはその取消し若しくは更に開する事業団法第四十三条规定の施行前にした

四十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「又は砂糖の価格安定等に関する法

律」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法

律又は砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売渡しについての臨時特例に関する法律」と、

第三条第一項、第三項又は第四項の規定によ

る農林水産大臣の命令又はその取消し若しく

は変更に関する法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるの

は「この法律又は砂糖の価格安定等に関する法

律第五条第一項の規定による売渡しに係る指

定糖の売渡しについての臨時特例に関する法

律」と、第三条第一項、第三項又は第四項の規定による農林水産大臣の命令又はその取

消し若しくは変更に関する事業団法第二十八

条第一項第二号イの規定の適用については、

同号中「砂糖の価格安定等に関する法律(昭和

四十年法律第九号)」とあるのは「砂糖の価

格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)」又は「砂糖の価格安定等に関する法律(昭和

五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売渡しについての臨時特例に関する法律」とする。

第五条第二項中「法第五十五条第一項」を「事業団法第三十七条第三項」に、「第十条第一項第一号ロ」を「同法第十条第一項第一号ロ」に改め

る。

(売戻特例法の一部改正)

第二十二条 砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売

戻しについての臨時特例に関する法律(昭和五

十二年法律第八十五号)以下「売戻特例法」とい

う。)の一部を次のように改正する。

第一条中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価

格安定事業団」に改める。

第五条の見出しを「(事業団法等の適用)」に改

め、同条第一項を次のように改める。

2 第二条の規定による事業団の報告に関する

蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第一号)以下「事業団法」という。)の

第二十二条の規定による事業団の報告に関する

第二十三条 改正前の売戻特例法の規定によりた処分、手続その他の行為は、改正後の売戻特

例法の規定によりした処分、手続その他の行為

とみなす。

第二十四条 附則第二十二条の規定の施行前にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改

正する。

第一条 糖価安定事業団を「蚕糸砂糖類価

格安定事業団」に改め、「日本蚕糸

事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三

号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中財團法人(民法第三十

四条(公益法人の設立)の規定により設立された

ものに限る。)の項の次に次のように加え、糖價

安定事業団の項及び日本蚕糸事業団の項を削

る。

(法人税法の一部改正)

第二十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四

号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中財團法人(民法第三十

四条(公益法人の設立)の規定により設立された

ものに限る。)の項の次に次のように加え、糖價

安定事業団の項及び日本蚕糸事業団の項を削

る。

(地方税法の一部改正)

第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「糖價安定事

業団、日本蚕糸事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定

事業団」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法

律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号を次のように改める。

十三、蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督

(砂糖及びぶどう糖に関する業務に関するもの)を除く。)を行うこと。

第十二条第十六号を次のように改める。

十六、蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督

(砂糖及びぶどう糖に関する業務に関するものに限る。)を行うこと。

十六、蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督

(砂糖及びぶどう糖に関する業務に関するものに限る。)を行うこと。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立し、繭及び生糸の価格についての安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定期の相当な水準における価格の安定に必要な業務並びに輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に必要な業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出)

本案の要旨及び目的

本案は、行政改革の一環として、特殊法人の整理合理化を図るため、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、その業務を新たに蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立して承継すること等所要の措置を講ずるものであり、その要旨は次のとおりである。

- (1) 日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、新たに蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立することとし、新事業団は、解散する両事業団の一切の権利及び義務を承継するとともに、これまで両事業団が実施してきた業務をそのまま引き続うこととする。
- (2) 新事業団の役員については、解散する両事

業団合わせて常勤役員十二人、非常勤役員五

人であつたものを、常勤役員九人、非常勤役

員三人とするほか、理事長の諮問機関とし

て、学識経験者委員三十人以内で組織する運

営審議会を設置すること。

(3) 新事業団の財務会計については、繭価格

の異常変動防止に関する業務及び中間安定等

に関する業務並びに糖価安定に関する業務ご

とに勘定を設け、経理を区分して整理するこ

と。

(4) 新事業団の設立に伴う経過措置及び従来両

事業団の組織、財務会計等が定められていた

繭価格安定法及び砂糖の価格等に関する法

律の該当部分の削除等所要の規定の整備を行

うこと。

(5) この法律は、公布の日から施行すること。

ただし、繭価格安定法の一部改正等につい

ての規定は、政令で定める日から施行するこ

と。

二 議案の可決理由

行政改革を推進することは、現下の重要な施

策であり、その一環を担う本案は、時宜に適す

るものと認め、可決すべきものと議決した次第

である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算(農林水産省所

管)に、糖価安定事業団(蚕糸砂糖類価格安定事

業団が設立された場合は同事業団)に対する

交付金等に必要な経費として三百二十五億二百

七十一万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十六年四月十五日

農林水産委員長 田邊 國男

衆議院議長 福田 一殿

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案に対する附

別紙

帶決議

政府は、本法の施行に当たつては、蚕糸砂糖類

価格安定事業団の円滑な運営に資するとともに、

員三人とするほか、理事長の諮問機関とし

て、学識経験者委員三十人以内で組織する運

営審議会を設置すること。

同事業団を通ずる蚕糸、砂糖類の価格安定対策が

一層実効あるものとなるよう配意しつつ、次の諸

点について適切な措置を講すべきである。

記

一 新事業団の発足に当たつては、従来両事業団

の果たしてきた機能が損われることのないよう十分

の業務の的確かつ効率的な運営に努めること。

二 両事業団の合併に当たつては、職員の継続雇用を確保するとともに、その給与等の勤務条件

について不利益を生ずることのないよう十分

に配意し、円滑な移行に努めること。

また、内部人材の登用を含め適材適所による

人員配置を行ふこと。

右決議する。

第一章 総則 (目的)

第一条 住宅・都市整備公団は、住宅事情の改善

を特に必要とする大都市地域その他の都市地域

において健康で文化的な生活を営むに足りる良

好な居住性能及び居住環境を有する集合住宅及

び宅地の大規模な供給を行うとともに、当該地

域において健全な市街地造成し、又は再開発

するため市街地開発事業等を行い、並びに都

市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園

の整備を行うこと等により、国民生活の安定と

福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地

に從たる事務所を置くことができる。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地

に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、附則第六条第四項及び

附則第七条第四項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により

公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

4 政府及び地方政府公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもつて出資する

ものとすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は

土地の定着物の価額は、出資の日現在における

時価を基準として評価委員が評価した価額とす

る。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必

する。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

- 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

- 二 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者

(役員の解任)

- 第二十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が、前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

- 3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

- 第二十四条 役員は、賃利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役員の兼職禁止)

- 第二十五条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団

を代表する。
(代理人の選任)

- 第二十六条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

- 第二十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

- 第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

(業務の範囲)

- 第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

- 二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

- 三 市街地において公団が行う住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行なうこと。

- 四 次に掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

- イ 公団が行う住宅の建設又は宅地の造成(第十五号の宅地の造成を除く。)と併せて

整備されるべき公共の用に供する施設

- ロ 公団が建設する住宅の居住者又は公団が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設

- 十一 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

- 十二 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業を施行すること。

- 十三 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)による地方鉄道業を行うこと。

- 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道業を行うこと。

- 十五 公団が行う第六号に掲げる事業(土地区域整理法第三条の二第二項の規定により行うものに限る。)又は第十号に掲げる事業(都市再開発法第二条の二第四項第二号の規定により行うものに限る。)と併せて行うことが必要であると認められる業務で次に掲げるものを行うこと。

- 十六 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十号)による地区画整理事業を施行すること。

- 十七 地方鐵道法(大正八年法律第五十二号)による軌道業を行うこと。

- 十八 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九百三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。

- 十九 首都圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十九年法律第九百四十五号)による工業団地造成事業を施行すること。

- 二十 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百四十号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

- 二十一 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを促進するための宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡

- ロ イに掲げる宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、賃貸

- その他の管理及び譲渡

- ハ イに掲げる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うこと。

- が必要である場合におけるそれらの用に供する

する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

十六 国の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）において、その利用について料金を徴収する公園施設（同条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）又は物品の販売の用に供する公園施設の設置及び管理を行うこと。

十七 国の委託に基づき、前号に規定する公園施設の設置又は管理に係る工事の施行上密接な関連のある公園施設の建設及び管理を行うこと。

十八 地方公共団体の委託に基づき、根幹的な都市公園として政令で定める規模以上のもの の建設、設計及び工事の監督管理（次項第五号に該当するものを除く。）を行うこと。

十九 前各号の業務に附帯する業務を行ふこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。
一 住宅の建設及び賃貸その他の管理
二 宅地の造成及び賃貸その他の管理
三 市街地において公団が行う住宅の建設（第一号の規定によるものを含む。）と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふこと。
四 事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふことが適当である場合におけるそれらの用

官

報（外）

に供する施設の建設及び賃貸その他の管理実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふことが必要である場合における他の管理

五 住宅の建設又は宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備
六 集団住宅の存する団地の居住者の便利に供する施設の建設及び賃貸その他の管理

七 前項第十三号又は第十四号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設と密接な関連のある鉄道施設又は軌道施設の建設

八 住宅及び宅地の供給、市街地の計画的開発整備並びに都市公園の整備のために必要な調査及び技術の提供

4 公団は、第一項第十三号及び第十四号の業務は、人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺の地域において大規模な住宅の用に供する宅地の造成を行う場合であつて、当該宅地の利用者のための鉄道又は軌道による輸送力を確保する必要があるとき、行うものとする。（住宅の建設等の基準）

5 前項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

6 公団は、第一項第十三号及び第十四号の業務

は、人口及び産業が過度に集中している大都市

の周辺の地域において大規模な住宅の用に供す

る宅地の造成を行う場合であつて、当該宅地の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若

しくは賃貸その他の管理、当該団地の居住環境

の維持若しくは改善又は第二十九条第一項第六

号、第十号若しくは第十五号ハの業務によつて

建設された事務所、店舗等の用に供する施設の

賃貸その他の管理に関する業務を行う事業に投

資（融資を含む。）をすることができる。

（業務方法書）

第三十二条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。

（地方法規）

第三十三条 公団は、住宅の建設又は宅地の造成

当ある場合において、それらの用に供する施設を建設すること。

又は住宅・都市整備公団宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅又は当該宅地の譲受けの申込みの際にその特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券の一一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

（譲渡）

第三十四条 公団は、前条第三項の業務を行

う場合において、それらの用に供する施設の建設

を行ふ場合において、その基準に従う

べき基準がある場合においてその基準に従う

をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴

（道路法等の特例）

第三十団第 公正に 第二十九条第一項第四項の
業務を行う場合において、その業務が建設省令
で定める規模以上の宅地の造成と併せて整備さ
るべき公共の用に供する施設に係る次の工事
であるときは、当該工事に係る施設の管理者の
同意を得て、その管理者に代わつて当該工事を
施行することができる。

意をいたさうとするとさうにあらがしめその間
4 会の議決を経なければならない。

5 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担について、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）の適用については、補助事業者等とみなす。
金は、公団に交付するものとする。

Digitized by srujanika@gmail.com

する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設（以下「特定公共施設」という。）の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業
五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更
六 計画の変更

には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)による一般河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

2 公團は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行

2 廃止してはならない。

特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならぬ。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

第三十六条 第三十四条第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者（当該特定公共施設が河川である場合には、國）に帰属するものとする。

第三十七条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合

第三十八条 公団が第三十四条第二項の規定により特定公共施設の管理に付した処分に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十六号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令によつて不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

足
智
多
謀
江
表

2 公団は「前項各号に掲げる工事（以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。）」を施行

三 都市公園法第二十一条の都市公園の区域の変更又は廃止

第三十七条 公團が第三十四条の規定により特別定額金を支給する場合に、公共施設の新設等に関する工事を施行する場合

第三十九条 第三十四条第一項の規定により特定期間の適用

昭和五十六年四月十六日 衆議院会議録第十八号(二) 住宅・都市整備公団法案及び同報告書

(号) 報官外)

公共施設の管理者に代わってその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第五章 土地区画整理事業

(土地区画整理事業の施行)

第四十条 公団が施行する土地区画整理法第三条の二第一項又は第二項の規定による土地区画整理事業（第四十四条、第四十七条第一項及び第四十八条を除き、以下この章において「土地区画整理事業」という。）については、同法及びこの章の定めるところによる。

（施行規程及び事業計画）

第四十一条 公団は、土地区画整理事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画（土地区画整理事業の事業計画をいう。以下この条例において同じ。）を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項に規定する認可の申請をしようとするときは、第四項の規定により聴取した地主の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

3 土地区画整理法第五十三条第二項の規定は、第一項の施行規程について、同法第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。

4 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方

5 建設大臣は、第一項に規定する認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間に公衆の縦覧に供しなければならない。

6 利害関係者（土地区画整理法第二十条第二項に規定する利害関係者をいう。）は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

7 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付し、同項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣は、前項の規定により意見書の送付があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 公団が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき（政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。）は、その修正に係る部分について、更に第五項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 建設大臣は、第一項に規定する認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長、第四十七条の規定により適用される土地区画整理法第一百三条第四項の公告の団書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 公団は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 公団は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

15 第二項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとするときについて、第四項から第十

16 公共団体の長の意見を聴かなければならない。

17 利害関係者（土地区画整理法第二十条第二項に規定する利害関係者をいう。）は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

18 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付し、同項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

19 建設大臣は、前項の規定により意見書の送付があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

20 第二項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとするときについて、第四項から第十

21 第二項の規定は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は、前項の規定による認可をしたときについて準用する。

22 土地区画整理審議会

第四十二条 公団が施行する土地区画整理事業」とは、公団が土地区画整理審議会（以下この条例において「審議会」という。）を置く。

23 土地区画整理法第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、同法第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「住宅・都市整備公団総裁」と、同法第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「住宅・都市整備公団」と読み替えるものとする。

24 第十七条の規定は、審議会の委員について準用する。

(評価員)

第四十三条 土地区画整理法第六十五条の規定は、公団が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「住宅・都市整備公団総裁」と、同条第一項及び第二項

(決算)

第五十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第五十二条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務

諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表を、公団に提出しなければならない。

(区分経理)
第五十三条 公団の経理については、第二十九条第一項第十三号及び第十四号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務に係るものとその他の業務

（以下「住宅・都市整備業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第五十四条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、そ

の利益及び損失の処理並びに納付金）

九条第五項に基づき同条第一項に規定する関連施設整備事業助成基金に充てた額を控除した額のうち政令で定める基準により計算した額）は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資

本の不足のため償還することができないとき

は、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えるこ

とができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による住宅・都市整備債券又は第三項の規定による特別住宅債券若しくは宅地

債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 公団は、住宅・都市整備業務に係る勘定において、第一項の規定により積立金として整理し

た額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体

に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に関必要な事項は、政令で定める。（借入金及び債券）

第五十五条 公団は、建設大臣の認可を受けて、第一項第十三号及び第十四号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号及び

同条第三項の業務に係るものとその他の業務長期借入金若しくは短期借入金をし、又は住

宅・都市整備債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第二十九条第一項第一号の住宅又は同項第二号の宅地を譲り受けことを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による住宅・都市整備債券又は第三項の規定による特別住宅債券若しくは宅地

債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 第一項の規定による住宅・都市整備債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、住宅・都

市整備債券、特別住宅債券又は宅地債券の発行により委託を受けた銀行又は信託会社について

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、住宅・都市整備債券、特別住宅債券又は宅地債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第五十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金、住宅・都市整備債券、特別住宅債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

6 第一項の規定による住宅・都市整備債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、住宅・都

市整備債券、特別住宅債券又は宅地債券の発行により委託することができる。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九

条から第三百十一条までの規定は、前項の規定

取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

第五十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の

官 報 (外)

- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭
信託
(関連施設整備事業助成基金)
第五十九条 公団に、第三十七条第四項の規定による支払金及び第二十九条第一項第四号の施設又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という。)を置く。
- 2 政府は、基金に充てるため、公団に交付金を交付することができる。
- 3 公団は、前項の規定により交付金の交付を受けたときは、その金額を基金に充てなければならぬ。
- 4 公団は、基金に係る経理については、建設省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。
- 5 公団は、住宅・都市整備業務に係る勘定において第五十四条第一項に規定する当該勘定に係る残余の額があるときは、政令で定める基準により、建設大臣の認可を受けて、その残余の額の全部又は一部の額を基金に充てることができ。
- 6 基金の運用により生ずる収益は、第一項に規定する利子の軽減に要する費用又は基金に充てるものとする。
- 7 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でない。

- 8 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条中「業務上の余裕」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、基金の運営その他基金に関し必要な事項は、建設省令で定める。
- (給与及び退職手当の支給の基準)
第六十条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (建設省令への委任)
第六十一条 この法律及びこれに基づく命令に規定するものほか、公団の財務及び会計に関する必要な事項は、建設省令で定める。
- (監督)
第六十二条 公団は、主務大臣が監督する。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- (報告及び検査)
第六十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は

- れば、これを取り崩してはならない。
- その職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (解散)
第六十四条 公団の解散については、次項に規定するもののほか、別に法律で定める。
- 2 公団が解散した場合において、残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。
- (協議)
第六十五条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。
- 一 第三条第二項、第四条第二項、第二十九条

- 二 第三項、第三十一條(住宅・都市整備業務に係る部分を除く。)、第五十条第一項、第五十五条第一項、第三項ただし書若しくは第七項(特別住宅債券及び宅地債券に係る部分を除く。)又は第五十七条(特別住宅債券及び宅地債券に係る部分を除く。)の認可をしようとするとき。
- 3 運輸大臣及び建設大臣は、第三十二条第一項の認可をしようとするとき又は同条第二項の運輸省令・建設省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。
- 4 建設大臣は、第三十五条第五項及び第四十五条第四項(第四十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による裁定をしようとする

ときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

5 主務大臣は、第二十九条第一項第十三号又は第十四号の業務について地方鉄道法第十二条第

一項、第十八条、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項又は軌道法第三条、第十一條第一項（運転速度及び運転度数に係る部分を除く。）、第十五条若しくは第十六条第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(主務大臣)

第六十六条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項並びに住宅・都市整備業

務に関する事項については、建設大臣

二、第二十九条第一項第十三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（鉄道施設に係るものに限る。）に関する事項については、運輸大臣

三、第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、運輸大臣及び建設大臣

(他の法令の準用)

第六十七条 不動産登記法（明治三十一年法律第

二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国

以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範

だし、附則第二十一条から第五十五条までの規

定は、公布の日から起算して六月を超えない範

内において政令で定める日から施行する。

第二条 建設大臣は、公団の設立の時において

（公団の設立）

第三条 建設大臣は、設立委員会を命じて、公団の

第六十九条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした公団の役員は、十万円以下

の過料に処する。

二 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この

法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

三 第二条 建設大臣は、設立委員会を命じて、公団の

第六十条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした公団の役員は、十万円以下

の過料に処する。

四 第五十九条の規定により認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又

は承認を受けなかつたとき。

五 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

六 第六十二条第二項の規定による主務大臣の

（日本住宅公団の解散等）

第六条 日本住宅公団は、公団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公団が承継する。

第七条 公団は、設立の登記をすることによつて

成る。

第八条 日本住宅公団の解散については、日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第九条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十一条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十二条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十三条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十四条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十五条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

第十六条 第二条第一項の規定により日本住宅公

法（昭和三十年法律第五十三号）第七条第二項

の規定による残余財産の分配は行わない。

であった期間」と、法律第百五十一号附則第十一項第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「住宅・都市整備公団の職員

第十三条 宅地開発公団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号。以下この条において「法律第七十六号」という。附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き公団の職員となつたもの（以下この条において「公團関係復帰希望職員」という。）に係る法律第七十六号附則第十一条第二項

の規定の適用については、公団及び公団関係復帰希望職員は、それぞれ、法律第七十六号による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）第八十二条の二（第一項に規定する公団等及び公団等職員）とみなす。

2 公団関係復帰希望職員に係る法律第七十六号附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

第十四条 日本住宅公団又は宅地開発公団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法

2 の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「法律第七十三号」という。）附則第十条第一項に規定する法律第七十号による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号。以下この条において「法律第二百五十二号」という。）第二百四十二条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続き公団の職員となつたもの（以下「」の条において「公団関係復帰希望職員」という。）に係る法律第七十三号附則第十条第一項の規定の適用については、公団及び公団関係復帰希望職員は、それぞれ、法律第七十三号による改正前の法律第二百五十二号第二百四十条第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

附則第十条第三項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

第五十五条　日本住宅公団の解散の際現にその役員又は職員として在職する者で、法律第七十三条による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号。以下この条において「法律第五百五十三号」という。）第一百二十七条第二項又は第一百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて公団の役員又は職員となつた場合に、その者を当該復帰希望職員とみなして法律第七十三条による改正前の法律第五百五十三号第

百二十七条第二項から第四項まで又は第百二十一項及び法律第七十三条附則第十条の規定を適用する。この場合において、法律第七十三条による改正前の法律第百五十三号第百二十七条第二項中「公団等職員として」とあるのは「日本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員として」と、「公団等職員である間」とあるのは「住宅・都市整備公団の役員又は職員である間」と、「公団等職員であった間」とあるのは「日本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員であった間」と、法律第七十三条による改正前の法律第百五十三号第百二十八条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「住宅・都市整備公団の職員として在職する間」とする。

第十六条 日本住宅公団の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き住宅・都市整備公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「住宅・都市整備公団の規定により読み替えて適用される附則第九号」附則第十六

(業務の特例)
第十七条 公団は、第二十九条に規定する業務のほか、当分の間、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に對し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、住宅及び施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができる。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第十八条 この法律の施行の際現に住宅・都市整備公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十九条 公団の最初の事業年度は、第四十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。

第二十条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第五十条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(日本住宅公団法及び宅地開発公団法の廃止)
第二十一条 次の法律は、廃止する。
一 日本住宅公団法

Digitized by srujanika@gmail.com

第四十条 勤労者財産形成促進法の一部改正)
法律第九十二号) の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「日本住宅公団を相手方とする日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第一項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約若しくは宅地開発公団を相手方とする宅地開発公団法(昭和五十年法律第四十五号)第三十四条第二項に規定する」を「若しくは住宅・都市整備公団を相手方とする住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第一号)第五十五条第二項に規定する特別住宅債券若しくは」に改める。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)
第四十一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「規定する都市公園」の下に「(当該都市公園に住宅・都市整備公団が設ける公園施設を含む。)」を加える。

(新都市基盤整備法の一部改正)
第四十二条 新都市基盤整備法の一部を次のように改正する。

第六条及び第十三条第一項中「日本住宅公団、中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め
る。

第二十一条第一項中「すみやかに」を「速やか
に」に、「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住
宅・都市整備公団」に改め、同条第二項中「日
本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公
団」に改め、同条第三項中「日本住宅公団、宅地
開発公団」を「住宅・都市整備公団」に、「きかな
ければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項
中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都
市整備公団」に、「添附」を「添付」に改める。

第二十五条第二項中「日本住宅公団、宅地開
発公団」を「住宅・都市整備公団」に、「日本住
宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十六条
第五項から第十五項まで」を「住宅・都市整備公
団法(昭和五十六年法律第一号)第四十一条
第五項から第十五項まで」に改め、「宅地開発公
団法(昭和五十年法律第四十五号)第二十八条及
び」を削る。

第二十六条第一項中「日本住宅公団法第三十
六条第十一項」を「住宅・都市整備公団法第四十
一条第一項」に改め、「宅地開発公団法第二十
八条及び」を削り、「あわせて」を「併せて」に改
める。

第二十七条第一項中「日本住宅公団、宅地開
発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条
第四項中「日本住宅公団法第十九条の規定は日
本住宅公団に置かれる審議会の委員について、

宅地開発公団法第十八条の規定は宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。
第二十八条第一項中「日本住宅公団総裁、宅地開発公団総裁」を「住宅・都市整備公団総裁」に、「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条第三項中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「日本住宅公団法第十九条の規定は日本住宅公団総裁の選任する評価員について、宅地開発公団法第十八条の規定は宅地開発公団総裁」を「住宅・都市整備公団総裁」に改める。
第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。
第三十八条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十条及び第五十一条第一項第一号中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。
第六十条中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、「宅地開発公団法第四十一条第十四項」に改め、「宅地開発公団法第二十八条及び」を削り、同項第二号中「日本住

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四十三条 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第二条第十一号中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第七条第三項中「日本住宅公団又は宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第八条第一項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第十一条第三項中「日本住宅公団又は宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第二十九条第三項、第三十条第三項及び第四十三条中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

「第四款 日本住宅公団 及び 地方住宅供給公社」を「第四款 住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社」に改める。

第五十八条第一項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

都市整備公団に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十四条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五

十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条中「日本住宅公

宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第六十三条第三項第二号中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改

る。

第三十七条第一項の表の第十二号中「日本住

宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第六十三条第三項第二号中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改

る。

第六十四条第一項第三号の五中「日本住宅公

宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第一

号)第三十一条」を「住宅・都市整備公団は、住

宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第一

号)第二十九条」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第二項第二号及び第三十一条

改める。

第六十五条の四第一項第一号中「日本住宅公

団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に

改める。

第三十三条第一項第三号の五中「日本住宅公

団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第三十四条第二項第一号中「宅地開発公団、

日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改め

る。

(所得税法の一部改正)

第四十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三

号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

四十九号)

別表第一第一号の表中住宅金融公庫の項の次

に次のように加え、宅地開発公団の項及び日本

住宅公団の項を削る。

第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中住宅金融公庫の項の次に次のよう

に加え、宅地開発公団の項及び日本住宅公団の

項を削る。

住宅・都市 整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和 五十六年法律第一号)
---------------	-----------------------------

住宅・都市 整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和 五十六年法律第一号)
---------------	-----------------------------

住宅・都市 整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和 五十六年法律第一号)
---------------	-----------------------------

住宅・都市 整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和 五十六年法律第一号)
---------------	-----------------------------

住宅・都市 整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和 五十六年法律第一号)
---------------	-----------------------------

定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、同項第十六号に規定する業務の用に供する家屋で都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第六号に規定する教養施設に該当するもののうち政令で定めるもの及び住宅・都市整備公団法第二十九条第一項第一号の住宅の建設又は同項第二号の宅地の造成と併せて建設する家屋で國又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの

第七十三条の四第一項中第九号の二を削り、第九号の三を第九号の二とし、第九号の四を第九号の三とする。

第七十三条の六第三項中「日本住宅公団法第四十一条」を「住宅・都市整備公団法第四十七条」と改め、「及び宅地開発公団法第二十八条」を削る。

第七十三条の七第十三号中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第七十三条の二十八の見出し中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条第一項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」

に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、同項第十六号に規定する業務の用に供する家屋で都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第六号に規定する教養施設に該当するもののうち政令で定めるもの及び住宅・都市整備公団法第二十九条第一項第一号の住宅の建設又は同項第二号の宅地の造成と併せて建設する家屋で國又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの

第七十三条の四第一項中第九号の二を削り、第九号の三を第九号の二とし、第九号の四を第九号の三とする。

第七十三条の六第三項中「日本住宅公団法第四十一条」を「住宅・都市整備公団法第四十七条」と改め、「及び宅地開発公団法第二十八条」を削る。

第七十三条の七第十三号中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第七十三条の二十八の見出し中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条第一項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」

に、「第九号の三」を「第九号の二」に改め、同条

第二項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第三百四十八条第二項第十八号の二の次に

の一号を加える。

十八の三 住宅・都市整備公団が住宅・都市

整備公団法第二十九条第一項第十六号に規

定する業務の用に供する家屋及び償却資産

で都市公園法第二条第二項第六号に規定す

る教養施設に該当するもののうち歴史、民

俗、自然科学等に関する資料を収集し、保

管し及び展示するものとして政令で定める

もの

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

29 住宅・都市整備公団が住宅・都市整備公

法第二十九条第一項第十六号に規定する業務

の用に供する家屋及び償却資産で都市公園法

第二条第二項第六号に規定する教養施設に該

当するもの（第三百四十八条第二項第十八号

の二に掲げるものを除く。）のうち政令で定め

るものに対し課する固定資産税の課税標準

は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資

産に係る固定資産税の課税標準となるべき価

格の三分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十一号の二中「日
本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備
公団」に改め、同項第二十二号の四を削る。

第七百一条の四十一第六項第一号中「日本住
宅公団法第三十二条第五号の施設で日本住宅公
団」を「住宅・都市整備公団法第二十九条第一項
第四号ロの施設で住宅・都市整備公団」に改め
る。

二十三の五 住宅・都市整備公団の業務の監
督その他住宅・都市整備公団法（昭和五十
六年法律第 号）の施行に関する事務

を管理すること。

第五十一条 地方財政再建促進特別措置法（昭和
三十年法律第百九十五号）の一部を次のように

改正する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第五十一条 地方財政再建促進特別措置法（昭和
三十年法律第百九十五号）の一部を次のように

改正する。

第二十四条第二項中「日本住宅公団、宅
地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に、「基
き」を「基づき」と改める。

第四条第三項中「第二十二号の六」を「第二十
二号の五」に、「第二十二号の七」を「第二十二
号の六」に、「日本住宅公団」を「住宅・都市整備
公団」に、「土地地区画整理事業、水面埋立事業」

を「土地地区画整理事業（住宅の建設又は宅地の造
成と併せて行うものに限る。）」に、「並びに首都
圏の近郊整備地帯」を「首都圏の近郊整備地
帯」に改め、「工業団地造成事業」の下に「並びに
軌道業」を加え、同条第四項中「並びに同条第二

十二号の七」を「同条第二十二号の六」に改め、

（建設省設置法の一部改正）

第五十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第

百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十七号の二及び第二十七条

第一項第十号の二中「宅地開発公団」を「住宅・
都市整備公団」に改める。

第七十三条の二十八の見出し中「日本住宅公
団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条第一

百三三号）の一部を次のよう改正する。

第三条中第二十二号の六を削り、第二十二号
の七を第二十二号の六とし、第二十二号の八を

第二十二号の七とし、第二十三号の五を次のよ
うに改める。

（建設省設置法の一部改正）

第五十三条 建設省設置法（昭和二十三年法律第

一百三三号）の一部を次のよう改正する。

本案に対し、日本社会党中央村茂君より本案の名称を「日本住宅総合整備公団」とし、目的に「住宅に困窮する労働者のために良質、低廉な賃貸住宅を供給する」を加える等の修正案及び日本共産党瀬崎博義君より本案を「日本住宅公団法の一部を改正する法律案」とする修正案が提出されたが、少数をもつて両修正案は否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十六年四月十五日

建設委員長 稲村 利幸

[別紙]

衆議院議長 福田 一殿

[別紙]

住宅・都市整備公団法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じその運用に遺憾なきを期すべきである。

一 政府、住宅・都市整備公団（以下「新公団」という。）は、住宅を必要とする労働者等のために良好な公的賃貸住宅等を計画的に建設し、適正な家賃で供給するよう努めること。

二 政府、新公団は、都市再開発事業の実施に当たっては関係権利者の意思を十分に反映し、できる限りの公共住宅の建設を図るとともに、震災にも対応できる市街地の形成に努めること。

三 新公団は、既設の住宅団地については、施設の改善整備と適正な維持、管理のもとに居住者と意思の疎通を図り、快適な生活環境を確保するよう努める」と。

四 政府、新公団は、新公団の事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体等の支持を得られるよう努めるとともに、長期未利用地及び新築空家等の問題については、その解決に積極的に取り組むこと。

五 政府、新公団は、身体障害者のために必要な住宅の供給促進及び法令に定める身体障害者雇用率の達成に努めること。

六 関連公共、公益施設の整備については、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るために、所要の措置を講ずるとともに、義務教育施設用地に対する特別措置等について検討すること。

七 新公団は、宅地造成計画の策定及び実施に当たっては、できる限りの公共住宅の建設を図るとともに、周辺地域の自然環境との調和に十分

配慮する」と。

八 政府、新公団は、行政改革の趣旨にてらし、業務の効率化に努めるとともに、役員の削減及び内部登用等の拡充に努めること。

九 新公団は、従前の労働協約、労使協定、労使慣行を尊重し、統合による労働条件の低下がおこらないよう十分に配慮すること。

十 新公団は、その業務に関連する関係法人について、業務の執行等について公団の性格にてらし適正なものとするよう努める」と。

右決議する。

昭和五十六年四月十六日 衆議院會議錄第十八号(二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物記

(定価
三三〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 二二一
(大代) 〒105

六五八